

いつまでも
いきいきと暮らすために

高齢者支援 パンフレット

令和6年度版

お問い合わせ

介護保険課 (介護認定) ☎0942-30-9205(直通)
(介護サービス) ☎0942-30-9036(直通)
(指定・指導) ☎0942-30-9247(直通)
(介護保険料) ☎0942-30-9240(直通) FAX0942-36-6845
Eメール kaigo@city.kurume.lg.jp (両課共通)

長寿支援課 (高齢者福祉・相談支援) ☎0942-30-9038(直通)
(介護予防・生きがい支援) ☎0942-30-9207(直通)
Eメール chouju@city.kurume.lg.jp

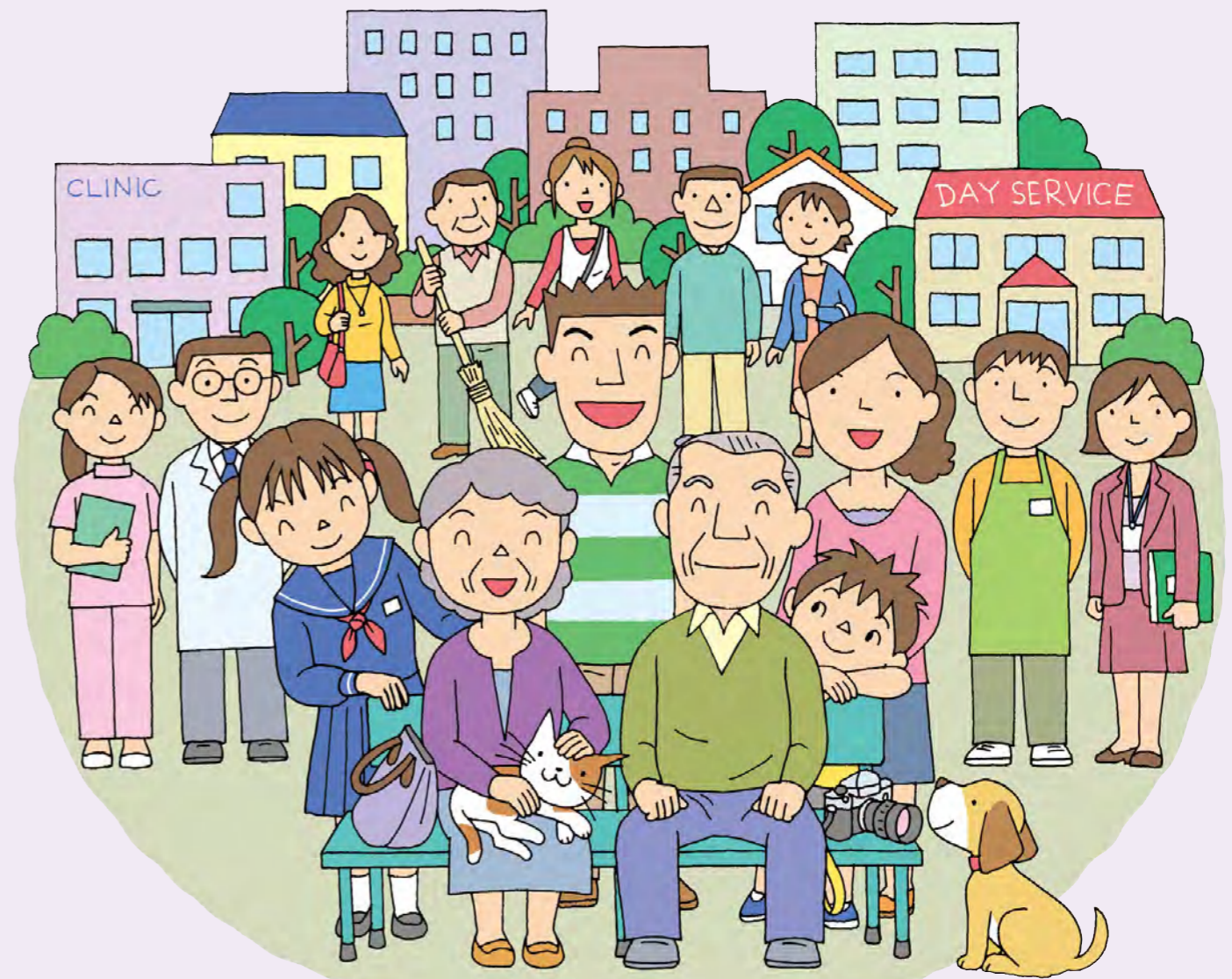
地域保健課 (おたっしゅ出張講座) ☎0942-30-9033(直通) FAX0942-30-9833
Eメール ho-chiho@city.kurume.lg.jp

田主丸総合支所 市民福祉課 ☎0943-72-2112(直通) FAX0943-72-3819

北野総合支所 市民福祉課 ☎0942-78-3553(直通) FAX0942-78-6482

城島総合支所 市民福祉課 ☎0942-62-2112(直通) FAX0942-62-3732

三猪総合支所 市民福祉課 ☎0942-64-2313(直通) FAX0942-65-0957

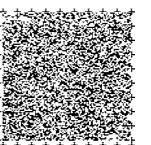
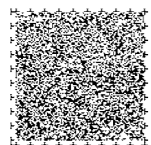


セーフコミュニティ国際認証都市 久留米市

— みんなで取り組む安全安心まちづくり —



各ページに記載されている、音声コードをスマートフォン用音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS/Android) 及び視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOSのみ) で読み取ることで、文字情報を音声で読み上げると同時に、テキストにて画面表示されます。お持ちのスマートフォンに、音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS/Android) 及び視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOSのみ) のインストールが必要です。



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載 ©東京法規出版

久留米市

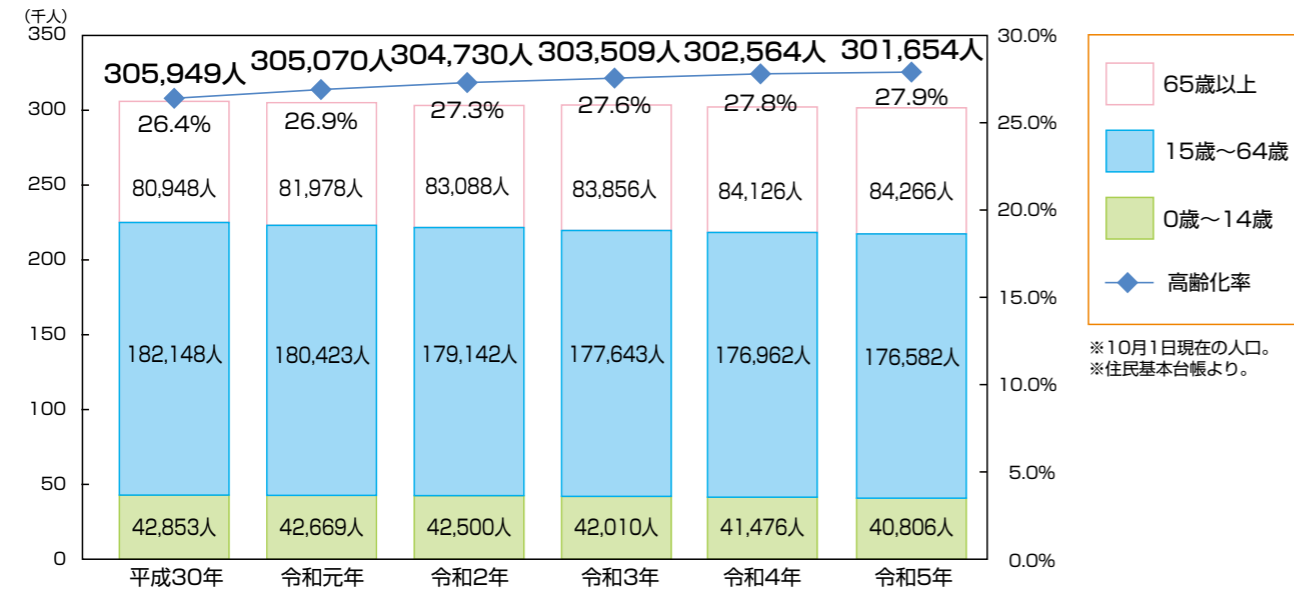
もくじ

世界に先駆けて急速に高齢化が進展するわが国では、総人口が減少する一方で、65歳以上人口は、大幅に増加しており、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、29.1%となっています。（令和5年10月1日現在）。

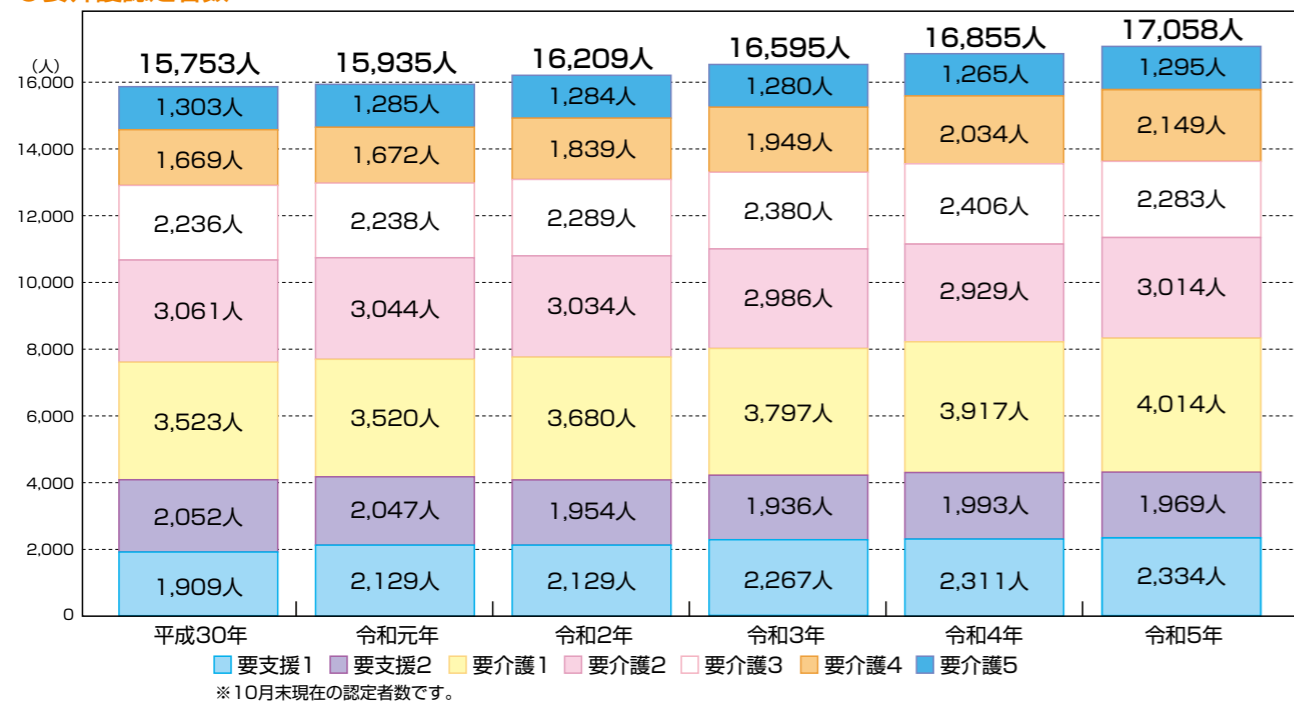
今後、高齢者の方々が自ら望む環境で、いきいきと生活するには、生活機能低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるとともに、家族や地域の方々との交わりを大事にすることがこれまで以上に重要になります。また、久留米市で受けられる公的なサービス（生きがいづくり・高齢者福祉・介護保険・介護予防など）にはどのようなものがあるかを十分把握した上で、上手に利用することも大切です。

このパンフレットは、本市にお住まいの高齢者の方々の充実した生活を支援するため、介護保険制度を中心に説明しています。

●久留米市の人口構成と高齢化率



●要介護認定者数



高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくり 04

高齢者福祉サービス

在宅サービスについて 05

高齢者を介護する家族への支援について・養護老人ホーム等への入所について 06

認知症の方やその家族への支援について 07

介護保険制度

地域包括支援センター 08

一般介護予防事業 10

介護保険のしくみ 11

介護保険料の決め方と納め方 12

保険証と介護保険負担割合証 16

介護に関するサービス利用の手順 18

介護保険サービスの利用方法 20

要介護認定と利用できるサービス 21

基本チェックリストとは 22

ケアプラン作成の流れ 24

介護予防・日常生活支援総合事業 26

介護予防・生活支援サービス事業の内容 27

介護予防・生活支援サービス事業の内容(短期集中型) 28

介護保険・介護予防サービスの内容 29

サービスの利用者負担 38

介護保険サービスの適正利用 42

主な相談窓口

主な相談窓口 43

久留米市高齢者憲章

(平成8年11月20日制定)

- 健康と自立への努力..... 自ら心身の健康づくりに努め、経済的・社会的・生活的な自立をめざします。
- 生涯学習と社会参加の促進..... 高齢者が生涯を通じて学習でき、社会の一員として生きがいをもって活躍できるまちをつくります。
- 保健・医療・福祉の充実..... 豊かな医療環境を活かし、保健・福祉を充実して、高齢者が安心して健やかに暮らせるまちをつくります。
- 生活環境の整備..... 水と緑に囲まれた自然環境との共生をはかり、高齢者が安全で快適に暮らせるまちをつくります。
- 安らぎのある家庭と地域の連帯... 家庭の安らぎや地域の温かいふれあいに満ちた、高齢者にやさしいまちをつくります。

この憲章は、市民から寄せられた文案などをもとに、市民各界の代表からなる「高齢者憲章制定委員会」の審議を経て、久留米市が制定したものです。

高齢者の生きがいづくり

生きがいづくり

①老人いこいの家

久留米市内に28ヶ所設置されており、高齢者を中心に幅広い世代が利用できる施設です。



②老人クラブ活動

概ね60歳以上の方が自主的に運営し、お互いの親睦を深めるとともに、地域社会との交流や各種の活動を通じて、充実した生活の実現を目指して、それぞれに特色のある活動を展開されています。

主な活動

- スポーツ大会（ゲートボール、グラウンド・ゴルフなど）
- 芸能発表会
- 教養趣味活動
- 社会参加活動

③総合福祉会館・福祉センター等

高齢者等の生きがいづくり活動、レクリエーションなどを通じ、高齢者の健康増進、教養向上のための支援を行っています。

お問い合わせ
 久留米市総合福祉会館 ☎0942-38-9288 FAX0942-38-9289
 田主丸老人福祉センター ☎0943-73-1526 FAX0943-72-1706
 三瀬総合福祉センター ☎0942-65-1200 FAX0942-65-1219

主なもの ●各種クラブ活動 ●ヘルストロン(通電いす) の利用 など

④高齢者の健康づくり・シニアアート展

●高齢者の健康づくり

1人用のトランポリンを使ったケア・トランポリン健康運動教室を開催しています。

●シニアアート展

絵画、手芸・工芸、書道、写真、共同作品の5分野で作品を募集・展示し、優秀な作品は表彰しています。



敬老・長寿のお祝

①敬老大会の開催

各校区コミュニティセンター、自治会等で長寿をお祝いする催しがそれぞれに工夫して行われています。

②100歳のお祝い

100歳の方にお祝い状と記念品をお渡しします。

高齢者福祉サービス

在宅(自宅や施設に通って受けられる)サービスについて

このサービスは概ね65歳以上の方を対象とし、ご本人の身体状況や世帯状況さらには所得状況により、利用できるサービスは制限があります。

①高齢者配食事業

要介護1以上の認定を受けた方で、食材を入手し調理することが困難な高齢者のみの世帯等に、一人につき1日2食(昼食と夕食)週6日以内で、安否の確認を行うとともに配食をします。

■利用料

非課税世帯の方=1食あたり450円
 課税世帯の方=1食あたり650円

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

②緊急通報システム

概ね65歳以上で心疾患等の慢性疾患がある方や75歳以上の方で常時注意を要する方、身体障害1・2級の方で緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に対し緊急通報機器及び生活活動感知器の貸与を行うことで、生活の安全を確保するサービスです。

■サービス内容

利用者が緊急通報装置のボタンを押した時や、センサーが一定時間利用者の動きを感知しない時に、市が委託した事業者等に連絡され、安否確認や救急活動が行われます。

■利用料

	固定電話回線 使用方式	固定電話回線 未使用方式
非課税世帯の方	無料	1月あたり1,100円
課税世帯の方	1月あたり600円	1月あたり1,700円

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

③日常生活用具給付事業

自宅で生活する非課税世帯の一人暮らしの高齢者や要介護高齢者が、心身機能の低下により防火の配慮等が必要な方に用具(電磁調理器、自動消火器、火災警報器)を支給します。

※補助単価を超える場合は、自己負担が発生します。

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

④住宅改造費の助成

要介護(支援)認定を受けた被保険者が現に居住する住宅について、心身や住宅の状況を勘案し、日常生活の自立を助けるために必要な改造工事をする場合に、申請して認められると、改造費用の一部が助成されます。市民税非課税世帯で、介護保険の住宅改修20万円を既に使っている場合等に限られます。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

(対象外の例)

※老朽部分の補修、新築、増築には適用できません。

■補助金額

30万円(上限額)※超過した費用は自己負担となります。

■問い合わせ先

介護保険課または各総合支所市民福祉課

⑤介護用品支給事業

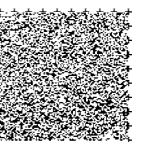
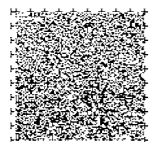
非課税世帯(生活保護世帯は対象外)の在宅の高齢者等で、要介護3以上の認定をお持ちの、常時おむつを使用している方に対して、紙おむつ等の支給をするサービスです。

■サービス内容

- ・登録店がご自宅まで紙おむつ等をお届けします(直接登録店での購入可)。
- ・紙おむつ等の購入代金の一部として、月額3,000円の介護用品給付券を交付します。

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課



高齢者を介護する家族への支援について

① 家族介護慰労金の支給

要介護4以上の高齢者等を介護保険サービスを利用せずに在宅で介護した場合、申請して要件を満たしていると、その介護者に慰労金が支給されます。ただし、住宅改修、福祉用具の利用、介護保険サービスの利用日数の合計が年間10日以内の場合は、対象となりません。(申請時は、在宅介護中であることが必要です)。

■支給対象期間

申請日以前の過去1年間に限ります。

■支給額

- ①上限は年間12万円です。ただし、30日を超える入院がある場合は減額して支給します。
- ②1世帯に複数の対象者がいる場合は、その人数分支給されます。

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

② 生活支援ショートステイ

高齢者が在宅生活を送るうえで、同居の家族の冠婚葬祭や入院などで、一人で留守番をするには不安があるような場合、短期間の施設入所サービスを提供します。ただし、要介護または要支援認定を受けている方、伝染性疾患を有し他に感染させるおそれがある方、医療機関において入院加療の必要のある方、他に著しい迷惑を及ぼすおそれのある方は除きます。

■利用限度

原則として、30日間につき、7日以内の利用ができます。

■利用料

1日あたり2,207円(養護老人ホームまたはケアハウス利用)または1日あたり2,493円(特別養護老人ホーム利用)
※ただし、生活保護受給世帯は1,769円

■問い合わせ先

長寿支援課または地域包括支援センター・各総合支所市民福祉課

養護老人ホーム等への入所について

① ケアハウス・軽費老人ホーム

60歳以上で、虚弱等が原因で、自宅での生活に不安があり、家族による援助を受けることができない方はケアハウスや軽費老人ホームを利用できます。

■利用料

入居一時金の有無や金額、月額利用料等は、各施設や入所者の負担能力に応じて異なります。

■入所手続

各施設に直接お問い合わせください。

② 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、環境上、経済上の理由により、在宅で生活ができなくなった方で、市が行う老人ホーム入所判定委員会で施設への入所が認められた方は、養護老人ホームへ入所することができます。

■費用負担

本人及び扶養義務者の負担能力で決まります。

■申請手続

長寿支援課で行います。

③ 高齢者あんしん登録制度

認知症などが原因で行方不明となるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、行方がわからなくなった時には、登録された情報をもとに捜索を行い、発見時の身元確認、家族への連絡を行うための制度です。

登録した方には緊急連絡用シール(アイロンプリント)を10枚(無料)配付します。

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

④ 行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助金

認知症などが原因で行方不明になる恐れのある高齢者等の家族等に、行方不明になった場合に備え、位置情報検索サービス(GPS等)の利用に係る費用を助成します。

■対象者

次の者を介護する家族等

- ①市内に居住する65歳以上の認知症高齢者
- ②市内に居住する40歳以上65歳未満の者で初老期における認知症により介護保険の認定を受けている者

■補助金額

28,000円(上限額)※超過した費用は自己負担となります。

■補助要件

GPS等を使用した機器を使用すること。(但し、携帯電話やスマートフォンを除く)

■問い合わせ先

長寿支援課

③ 生活支援ハウスへの入居について

久留米市にお住まいの概ね65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯に属する方で、高齢等のため独立した在宅生活が不安な方は、生活支援ハウスに入所することができます。ただし、常時介護を要する方または医療管理が必要な方、他人に迷惑を及ぼすなど共同生活に適さないと認められる方は除きます。

■入所要件

1. 日常生活動作は、一人で普通にできるか時間がかかっても自分でできる方
 2. ひどい物忘れ等がない方
 3. 問題行動がない方
 4. 常時の見守りが必要ではない方
- 上記の4つとも満たしていることが必要です。

■費用負担

前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入に応じて決まります。

■申請手続

長寿支援課で行います。

施設名	所在地	電話番号
ふじの郷	白山町390-21	38-2235

認知症の方やその家族への支援について

認知症は早めに気づき対応することで、進行を遅らせたり、症状を軽減したりすることにつながります。右記は認知症の症状や特徴を記載していますが、あくまで気づくためのポイントであり、医学的な診断基準ではありません。気になる症状があれば、かかりつけ医や地域包括支援センター(8~9ページ)への相談のほか、下記の事業を利用しましょう。

① 認知症介護電話相談：同じ悩みや不安を体験した介護経験者が生活の悩みや介護の相談に電話で応じます。相談は匿名でも可能です。毎週日曜日(年末年始、祝日を除く)10時~15時
相談専用電話：0942-30-9210

② もの忘れ予防検診：認知症機能検査を実施し、検査後には結果をもとに、受診勧奨、認知症予防のための生活習慣指導等の助言や情報提供を行い、早期発見・早期対応へ繋げています。(事前申込制、無料)

③ 認知症イベント：認知症の予防・早期発見・早期対応の必要性や、地域で認知症の人とその家族を支援する取組みなどをテーマとした講演会等を開催しています。

④ 認知症サポーター養成講座：認知症について正しく理解してもらうため、認知症に関する基礎知識や、認知症の人への対応方法等について、専門講師を無料で派遣しています。

■①~④の問い合わせ(予約先)

長寿支援課

電話：0942-30-9207

FAX：0942-36-6845



【認知症支援ガイドブック】

長寿支援課、各総合支所、各市民センター、各地域包括支援センターに設置しています。市のホームページにも掲載しています。

家族がつくった認知症 早期発見の目安

(出典：公益社団法人 認知症の人と家族の会)

●もの忘れがひどい

- 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う・問う・する
- しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

●判断・理解力が衰える

- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- テレビ番組の内容が理解できなくなった

●時間・場所がわからない

- 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 慣れた道でも迷うことがある

●人柄が変わる

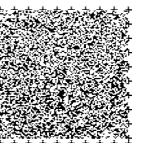
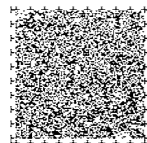
- 些細なことで怒りっぽくなった
- 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- 自分の失敗を人のせいにする
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

●不安感が強い

- ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- 外出時、持ち物を何度も確かめる
- 「頭が変になった」と本人が訴える

●意欲がなくなる

- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ふさぎ込んで何をするのも億劫がりいやがる



地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、介護、健康、虐待防止、権利擁護など、高齢者の日常に関する相談や支援を行うところです。さまざまな相談に対応できるように、保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士が配置されていて、行政・介護サービス事業者・地域住民団体などと連携を図って、包括的なサポートを行います。

さまざまな相談ごと（総合相談）

- ・ 家族の介護に不安がある
- ・ 近所の高齢者が心配だ など

虐待防止や権利擁護のこと

- ・ 近所の高齢者が虐待を受けている
- ・ 高齢者を虐待してしまう
- ・ 最近、お金の管理が不安になってきた など

認知症に関すること

- ・ もの忘れ症状のある高齢者やその家族等に対する相談・助言
- ・ 医療機関や介護サービス事業者及び地域の支援機関等との連携 など

専門職がチームを組んで対応します



保健師等 主任ケアマネジャー 社会福祉士

介護保険や介護予防のこと

- ・ 介護認定で要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストによる事業対象者の支援計画（ケアプラン）作成
- ・ 最近、体が少し弱ってきた方への介護予防事業の紹介 など

専門職への支援

- ・ 地域で活動しているケアマネジャーに対する支援
- ・ ケアマネジャーの地域ネットワークの構築 など

※久留米市においては、業務を「一般社団法人 くるめ地域支援センター」に委託しています。

地域の機関とネットワークを結んでいます



居宅介護支援事業者



市区町村の指定を受け、ケアマネジャー（介護支援専門員）がいる機関です。要介護認定の申請の代行※や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整などを行っています。
※申請代行ができる事業者は厚生労働省令で定められます。

久留米市地域包括支援センター 一覧

名称	(場所)・住所	担当する校区	電話番号	FAX	開所時間
久留米中央 地域包括支援センター	HM久留米ビル1階 久留米市東町32-2	日吉、篠山、 南薫、荘島、長門石	(0942) 46-8711	(0942) 34-7217	8:30~17:15 (月~金)
久留米中央第2 地域包括支援センター	IKEDAビル1階 久留米市原古賀町30-1	京町、鳥飼、金丸	(0942) 27-6860	(0942) 27-6654	8:30~17:15 (月~金)
久留米中央第3 地域包括支援センター	えーるピア久留米敷地内 久留米市諏訪野町1903-6	西国分、東国分	(0942) 27-6886	(0942) 27-6874	8:30~17:15 (月~金)
久留米東 地域包括支援センター	久留米市東部地域高齢者ケアステーション 久留米市山本町豊田1499-21	山川、山本、善導寺、大橋、草野	(0942) 41-5522	(0942) 47-2777	8:30~17:15 (月~金)
久留米東第2 地域包括支援センター	田主丸総合支所1階 久留米市田主丸町田主丸459-11	船越、水分、柴刈、川会、竹野、 水縄、田主丸	(0943) 72-8055	(0943) 72-0833	8:30~17:15 (月~金)
久留米西 地域包括支援センター	三瀧総合支所2階 久留米市三瀧町玉満2779-1	城島（下田・浮島を含む）、青木、 江上、犬塚、西牟田、三瀧	(0942) 51-6100	(0942) 64-2082	8:30~17:15 (月~金)
久留米西第2 地域包括支援センター	市営大善寺団地No.8棟1階 久留米市大善寺南2-10-8	荒木、安武、大善寺	(0942) 27-8569	(0942) 27-5958	8:30~17:15 (月~金)
久留米南 地域包括支援センター	南部保健センター 久留米市上津1-13-22	上津、青峰、高良内	(0942) 51-2332	(0942) 21-2103	8:30~17:15 (月~金)
久留米南第2 地域包括支援センター	教育センター1階 久留米市南1-8-1	南、津福	(0942) 36-5311	(0942) 36-5312	8:30~17:15 (月~金)
久留米北 地域包括支援センター	コスモすまいる北野 久留米市北野町中3253	北野、弓削、大城、金島、 小森野、宮ノ陣	(0942) 23-1055	(0942) 78-7255	8:30~17:15 (月~金)
久留米北第2 地域包括支援センター	地場産くるめ2階 久留米市東合川5-8-5	御井、合川	(0942) 65-5156	(0942) 65-5305	8:30~17:15 (月~金)

地域包括支援センター

久留米中央
地域包括支援センター

久留米中央第2
地域包括支援センター

久留米中央第3
地域包括支援センター

久留米東
地域包括支援センター

久留米東第2
地域包括支援センター

久留米西
地域包括支援センター

久留米西第2
地域包括支援センター

久留米南
地域包括支援センター

久留米南第2
地域包括支援センター

久留米北
地域包括支援センター

久留米北第2
地域包括支援センター

一般介護予防事業

●個人で参加できる介護予防事業

(対象者) 概ね65歳以上の高齢者であれば、誰でも参加できる事業です。
ただし、参加にあたり専門的な支援が必要な方は除きます。

事業名	内容	その他
にこにこステップ運動® & スロージョギング教室	ステップ台を使った昇降運動や歩くくらいのスピードで走るスロージョギング、フレイルに関する講話などを通して、体力や筋力の向上を図り、運動習慣を身につける教室です。	●参加費無料
認知症チェックと予防教室	自分自身の認知機能を知り、講話や運動などを通して日常生活の中で取り組める認知症予防のコツを学ぶ講座です。	●参加費無料
口からはじまる健口(けんこう)講座	口のトラブルを予防・改善するために、日常生活で行えるケアやかかりつけ歯科医を持つ大切さについて学ぶ講座です。	●参加費無料
リズムで座ってストレッチ教室	音楽を利用し、椅子に座ったままできる筋力体操・ストレッチ・口腔体操を行う教室です。	●参加費無料
よかよか介護ボランティア事業	要支援・要介護認定を受けていない方が、社会参加や生きがいづくりなどのために市内の介護保険施設等でボランティア活動を行います。事業に参加するには、事前に説明を受け登録が必要になります。	●活動に応じて、ボランティアポイントが付与されます。

●地域団体を対象とした介護予防事業(介護予防専門講師の派遣)

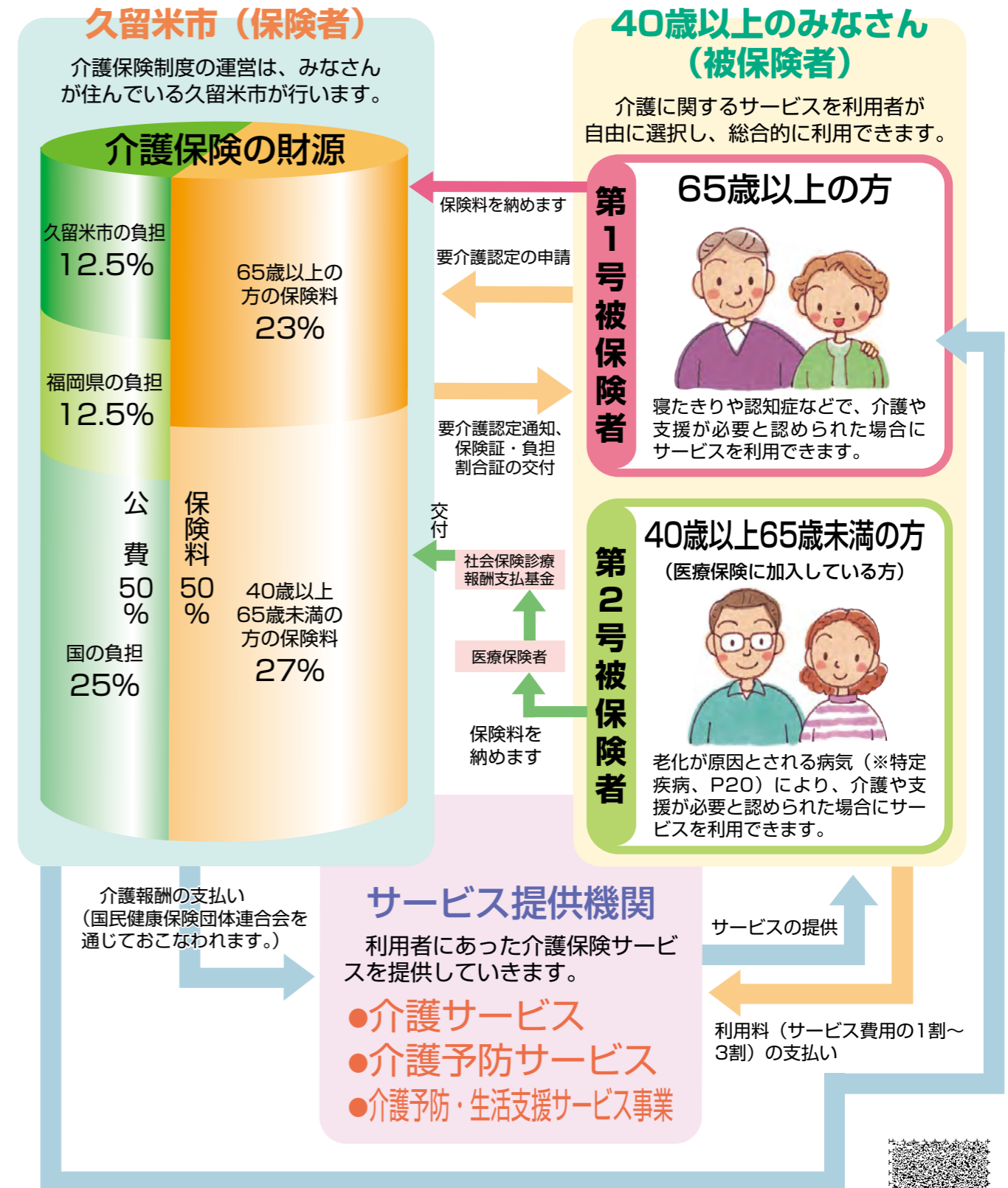
(対象団体) 老人クラブやサロンなど地域で活動されている高齢者の団体。

事業名	内容	その他
お口のための講師派遣	口全体の働きや誤嚥性肺炎のこと、その予防のための歯磨きのコツや口の運動など、歯科衛生士が出向いて指導します。	
にこにこステップ運動® & SJ(スロージョギング)講師派遣	ステップ台を使った昇降運動や、歩くくらいのゆったりしたスピードで走る運動を、団体の皆さんで継続的に行うために、専門の講師が出向いて、正しく効果的な運動法を指導します。	●利用料無料 ●実施会場は団体で準備
身体らくらく講師派遣	地域のリハビリ専門職が、健康講話・実技指導・体力測定などを通じて、介護予防や健康増進のためのアドバイスを行います。	
リズムで座ってストレッチ講師派遣	音楽を活用して、椅子に座ったままできる筋力体操・ストレッチ・口腔体操などを音楽専門講師が指導します。	

【問い合わせ先】健康福祉部長寿支援課 介護予防・生きがい支援チーム

介護保険のしくみ

いつまでも元気で長生きしたいけれど、自分や家族に介護が必要になるときがこないとも限りません。みんなに共通の問題である「介護」を社会全体で支えるしくみが「介護保険制度」です。つまり、みんなで支え、必要なときが来たら支えてもらう制度です。



予防を目的とした諸事業(地域支援事業)

介護保険料の決め方と納め方

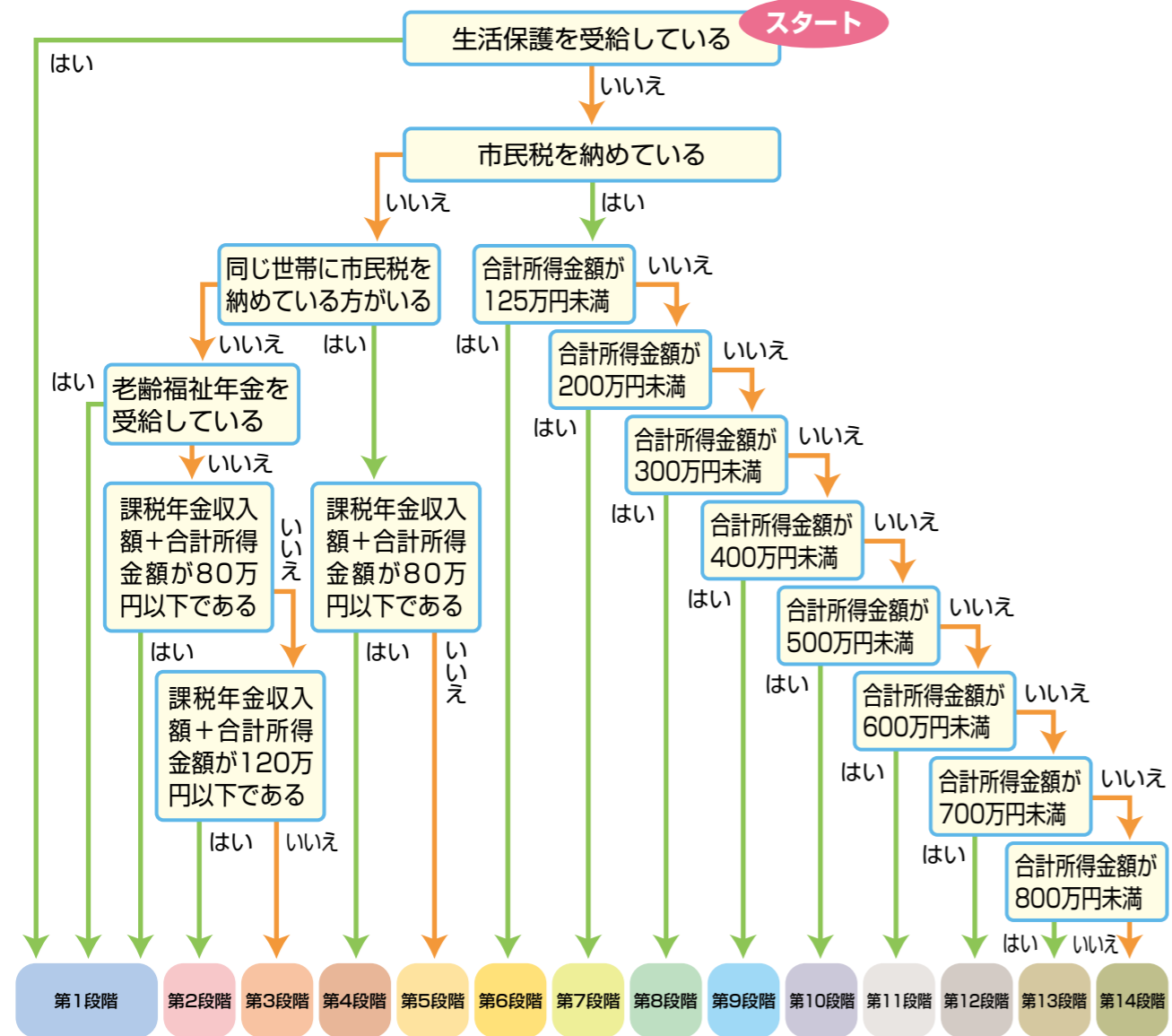
65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

決め方

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)における久留米市の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)の23%分に応じて、65歳以上の方の保険料の基準額が決まります。

介護保険料基準額は、要介護認定者の増加や介護報酬の改定などにより、年額76,296円(月額6,358円)となっています。また、所得段階については本人の所得や世帯の課税状況等に応じた段階設定を行いました。

●あなたの所得段階は?

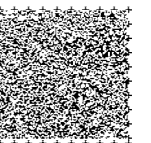
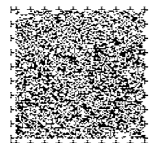


13ページの一覧表をご確認ください。

令和6年度の介護保険料

所得段階	対象者	割合	保険料(年額)
第1段階	市民税非課税世帯 ・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.285	21,744円
第2段階	課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485	37,004円
第3段階	課税年金収入額とその他の合計所得金額が120万円超の方	基準額×0.685	52,263円
第4段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.88	67,140円
第5段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円超の方	基準額	76,296円
第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の方	基準額×1.13	86,214円
第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	95,370円
第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	114,444円
第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	122,074円
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	129,703円
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の方	基準額×1.85	141,148円
第12段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の方	基準額×2.00	152,592円
第13段階	市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の方	基準額×2.20	167,851円
第14段階	市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の方	基準額×2.40	183,110円

※算定した保険料額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。
 ※「課税年金収入額」とは、国民年金、厚生年金、共済年金等、市民税の課税対象となる年金の収入額のことです。遺族年金、障害年金、老齢福祉年金等は含みません。
 ※「合計所得金額」とは、各種所得を合計したもので、株式や土地・家屋等の譲渡により生じた損失の繰越控除をする前の金額です。合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とします。
 ※税制改正により令和3年度以降の合計所得金額の算出方法が変更となったため、介護保険料の算出においては特例措置を適用していましたが、令和6年度以降は市民税非課税の方(所得段階第1~5段階)に関する保険料算定にのみ特例措置を継続していましたが、《特例措置》市民税非課税の方(所得段階第1~5段階)は合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得金額(給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、その控除前の金額)から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします。
 ※介護保険料の算定は、4月1日時点の住民票の世帯を基準とします。ただし、4月2日以降に65歳になった場合や当市に転入した場合は、その時点の住民票の世帯が基準となります。
 ※所得状況等に応じた区分は、介護保険法施行令第38条及び第39条によるものです。
 ※第1~3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。



納め方

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からず。

年金が年額18万円以上の方 (月額1万5,000円以上の方)

特別徴収 で納めます。

年金の定期払い（年6回）の際に、2カ月分の介護保険料があらかじめ差し引かれます。



★遺族年金と障害年金も特別徴収の対象となります。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。なお、その年度の保険料が決定した後に8月の天引き金額を調整します。

	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金額が年額18万円以上の方でも次の場合は口座振替または納付書で納めます

- 65歳（第1号被保険者）になったとき
- 保険料の額が変わったとき
- 他の市町村から転入したとき

年金が年額18万円未満の方 (月額1万5,000円未満の方)

普通徴収 で納めます。

納付書または口座振替で、介護保険料を久留米市に個別に納めます。

コンビニエンスストアおよびスマートフォンアプリ（PayPay・LINEPay・Pay B）による決済でも納付することができます。

保険料納付は口座振替が便利です

- 口座振替依頼書による申し込み
【申込場所】 市内にある金融機関窓口
【必要なもの】 通帳、通帳届出印、納付通知書
- キャッシュカードによる申し込み
【申込場所】 市役所、各総合支所、各市民センターの窓口
【必要なもの】 対象金融機関のキャッシュカード
- WEB口座振替受付サービスによる申し込み
【申込サイト】 「こうぶりネット」
※それぞれ対象金融機関については別途お問い合わせください。

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）**例** 10月1日生まれ → 9月分から
から、第1号被保険者として保険料を納めます。 10月2日生まれ → 10月分から

● 64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

〈例：10月2日生まれの方の場合〉

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4～9月分は、医療保険の保険料から納めます。

65歳

● 65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

40歳から65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

- 加入している医療保険の算定方法により、医療保険ごとに設定され、保険料は、国民健康保険や健康保険などの医療保険に上乗せして一括して徴収されます。

介護保険料についてのQ&A

Q 介護サービスを利用していなくても、保険料を納めなくてはならないのですか？

A 久留米市においては、65歳以上の高齢者の約20%（5人に1人）が、75歳以上の高齢者では、約34%（3人に1人）が要介護認定を受けています。介護が必要な方を支え、自分や家族に介護が必要になったら支えてもらう、介護保険は社会全体の支えあいの制度ですので、みなさんのご協力をお願いします。

Q 夫婦の場合、2人分の保険料を納めるのですか？

A 介護保険では、65歳以上の方が第1号被保険者となります。そのため、国民健康保険のように世帯主のみが負担するというのではなく、夫婦2人とも65歳以上であれば、それぞれに保険料を負担して頂くことになります。保険料は課税年金収入、合計所得、本人及び同一世帯の方の市民税課税状況等により決められるため、夫婦で保険料が異なることがあります。

Q 生活が苦しく、保険料の支払いが難しいのですが。

A 一定の基準に該当し、資産などを活用してもなお、著しく支払いが困難な場合には、保険料が減額されることがあります。お早めにご相談ください。

Q 保険料を納めないとうどうなりますか？

A 特別な理由もなく保険料を納めないでいると次のような措置がとられます。保険料は期限までに納めていただくよう、お願いします。

納期限から1年以上納めないでいると、保険給付が償還払いとなり、いったん全額を自己負担しなければならなくなります。

納期限から1年6か月以上納めないでいると、保険給付の一部または全部が一時的に差し止められます。

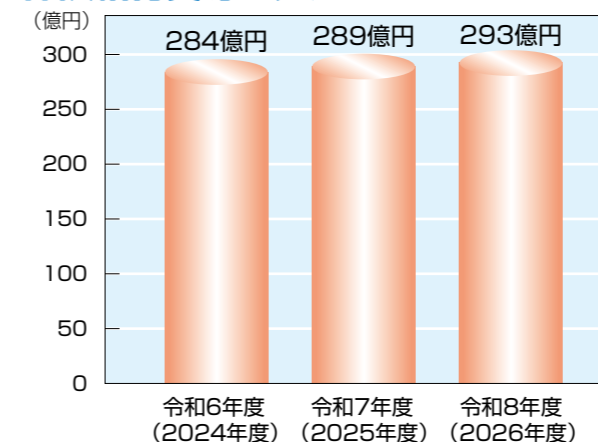
納期限から2年以上納めないでいると、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、また、高額介護サービス費等も支給されなくなります。

納期限内に納付がない方に対して督促状や催告書などにより自主納付を促していますが、それでも納付がない場合には、財産調査・滞納処分を行う場合があります。

Q 保険料基準額は、どのようにして決まるのですか？

A 令和6年度から令和8年度までの3年間に必要な保険給付費（介護給付・予防給付）や地域支援事業費のうち、第1号被保険者（65歳以上の方）が負担する部分（23%）を、負担割合で補正した第1号被保険者数（3年間の延べ人数）で割ることによって、保険料基準額を算出します。

保険給付費等の見込み



保険証と介護保険負担割合証

介護保険の保険証



医療保険の保険証とは別に、一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- 65歳に到達した月の翌月に交付されます。
- 40～64歳の方は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

こんなときに必要です

- 要介護認定の申請や更新をするとき
- ケアプランの作成を依頼するとき
- サービスを利用するとき

介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限内容	
番号	年月日	認定年月日	年月日	開始年月日	年月日
住所		認定の有効期間	年月日～年月日	終了年月日	年月日
フリガナ		要介護状態区分	区分	開始年月日	年月日
氏名		居宅サービス等	区分	終了年月日	年月日
生年月日	明治・大正・昭和 年月日	サービスの種類	種類	開始年月日	年月日
交付年月日	年月日	サービスの種類	種類	終了年月日	年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	久留米市 印	認定審査会及び認定サービスの指		開始年月日	年月日
		介護保険施設等	種類	終了年月日	年月日
		名称	名称	開始年月日	年月日
		名称	名称	終了年月日	年月日

ここに要介護度と認定の有効期間が記載されます。

認定には有効期間があり更新が必要です！（詳しくはP21参照）

介護保険負担割合証



介護保険で認定を受けた方には、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割～3割）が記載されています。

こんなときに必要です

- サービスを利用するとき

ここに利用者負担の割合（1割～3割）が記載されます。適用期間内に割合が変更となる場合は、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

介護保険負担割合証	
番号	交付年月日 年月日
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年月日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年月日
割	終了年月日 年月日
割	開始年月日 年月日
割	終了年月日 年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

負担割合証の適用期間は、毎年8月1日～翌年7月31日の1年間です。所得に応じて利用者負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年交付されます。

サービス事業者は、この負担割合証で利用者負担の割合を確認するので、サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に事業者に提示してください。

利用者負担の割合の決まり方

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の方の所得により決まります。

利用者負担の割合は、久留米市から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。

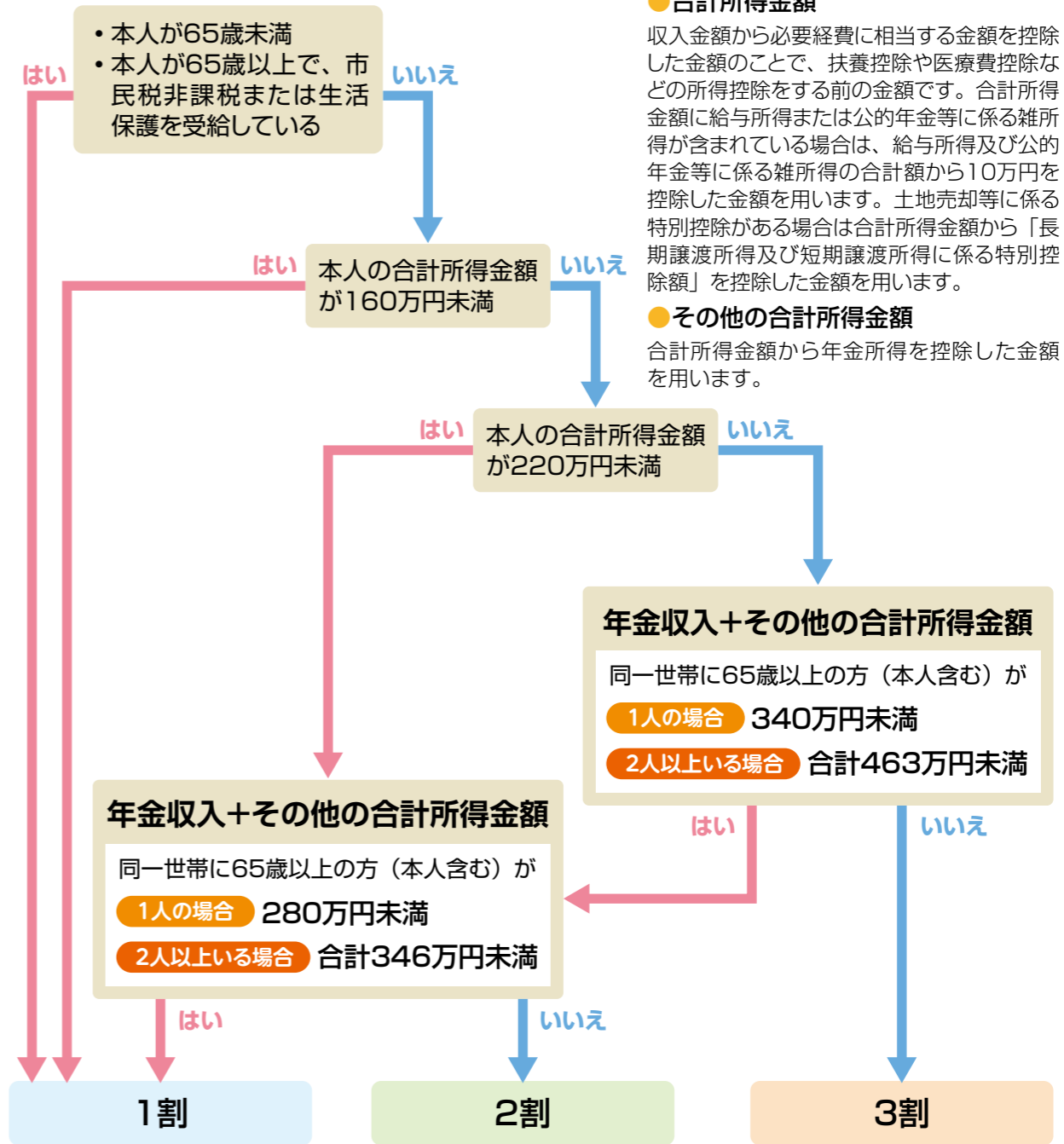


●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除がある場合は合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●その他の合計所得金額

合計所得金額から年金所得を控除した金額を用います。

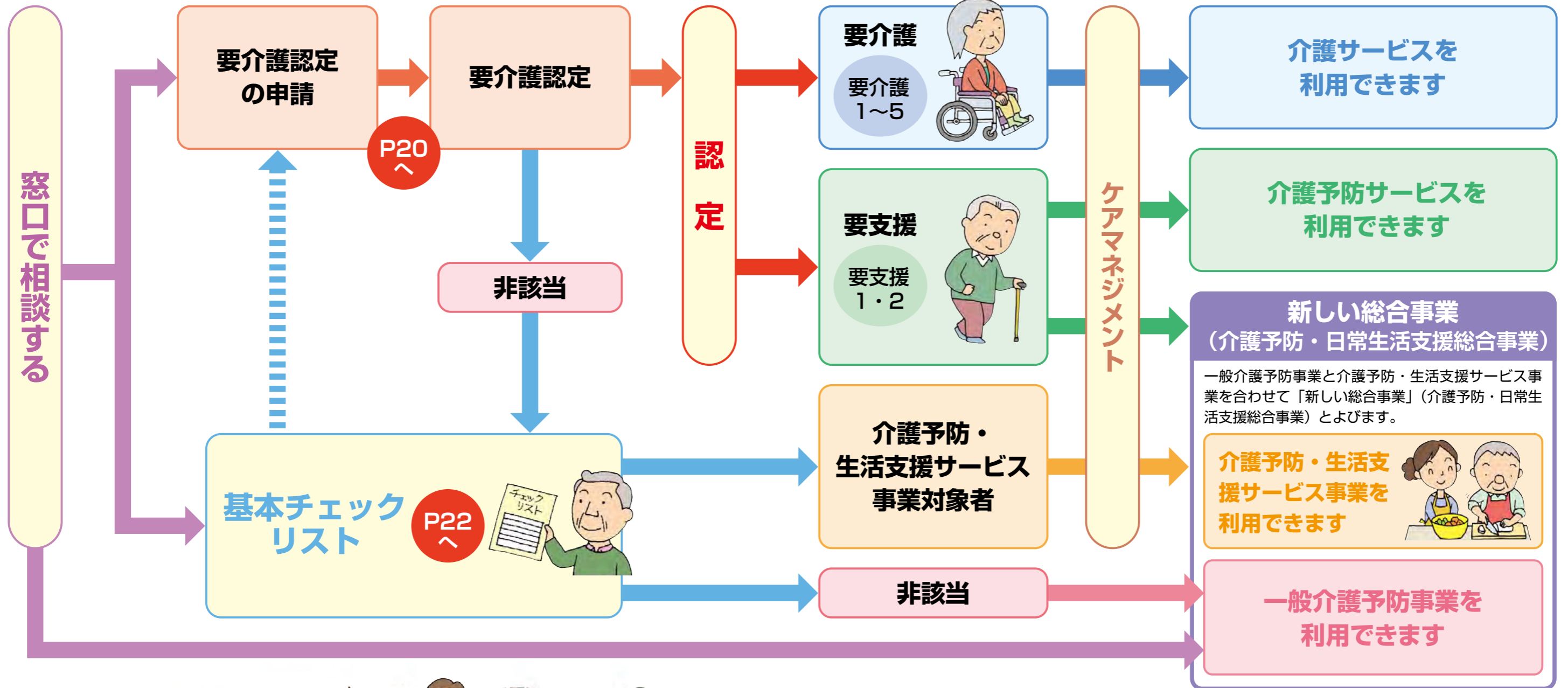


注意事項

- 世帯員の転出入や死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わり、負担割合が変更となる場合には、その月の翌月初日より変更されます。

介護に関するサービス利用の手順

生活する上で何か困ることが出てきたら、介護に関するサービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、受けられるサービスは異なります。



要支援1・2の方が利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

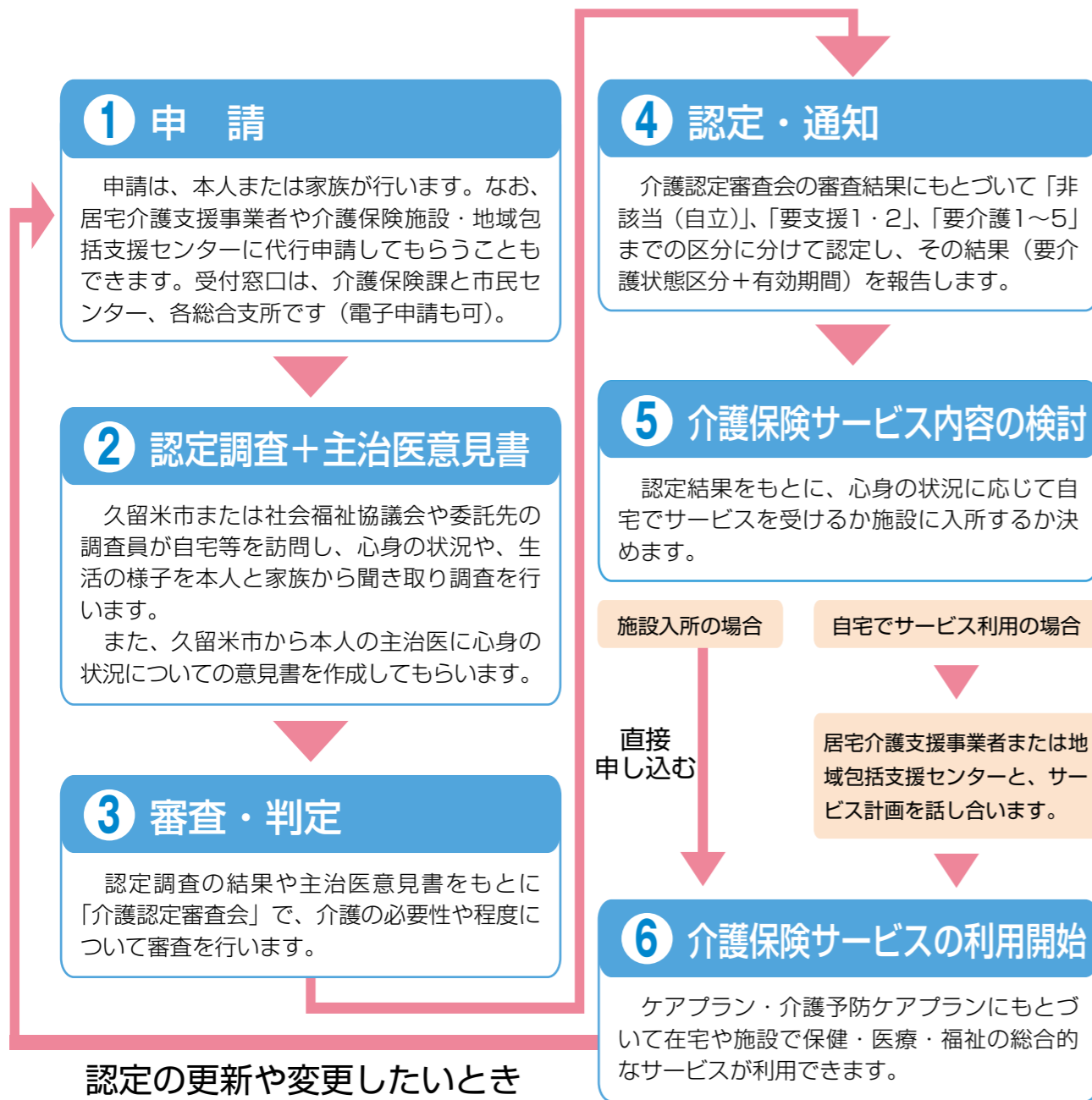
訪問型サービス・通所型サービス

介護予防サービス

通所リハビリテーション（デイケア）・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・短期入所生活介護／療養介護（ショートステイ）・特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※

※要支援1の方は利用できません。

介護保険サービスの利用方法 ～申請からサービス利用開始まで



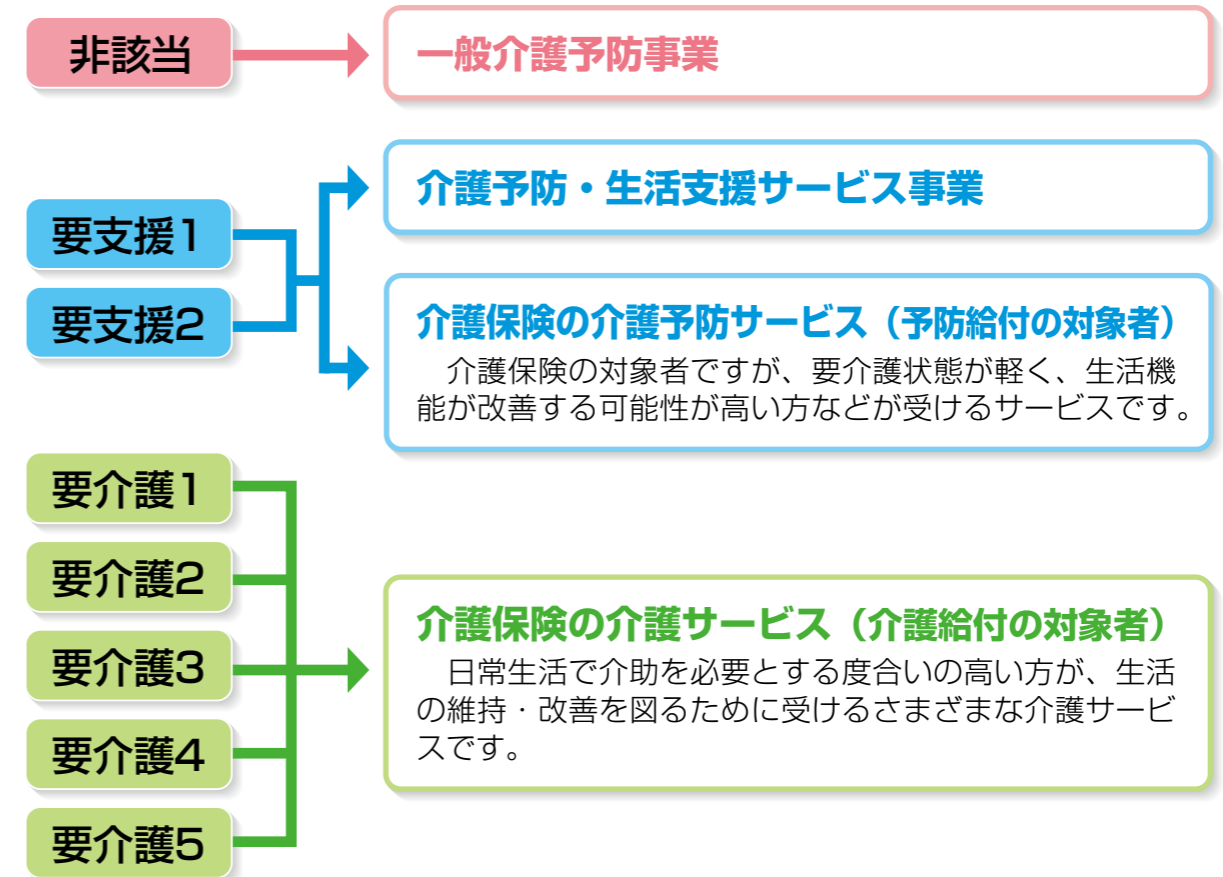
※特定疾病（第2号被保険者が介護保険からサービスを利用できる病気）

- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が認めたものに限る）

要介護認定と利用できるサービス

要介護状態区分に合わせたサービスが利用できます

判定された要介護状態区分にもとづき、各種サービスを利用することができます。要介護状態区分と利用できるサービスについては、下記を参照ください。



認定結果に納得できないときは……

認定結果などに疑問や不服がある場合、まずは介護保険課の窓口でご相談ください。その上で納得できない場合には、認定結果を受け取った日の翌日から3か月以内に、福岡県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求することができます。

▶ 介護保険課（認定）
☎ 0942-30-9205
FAX0942-36-6845

認定には有効期間があり、更新が必要です

更新認定の申請は、有効期間満了日の60日前から受け付けています。有効期間満了日の30日前までに申請しましょう。

※新規認定の申請が月の途中である場合、有効期間は申請日から申請月の末日まで+3か月～12か月となります。
※更新認定の有効期間は、心身の状態を考慮し、3か月～48か月の範囲で決まります。
※区分変更認定の申請が月の途中である場合、有効期間は申請日から申請月の末日まで+3か月～12か月となります。

基本チェックリストとは

基本チェックリストとは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するものです。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定と介護予防ケアマネジメントを経て、サービスを利用できます。

基本チェックリスト対象者

- 何らかの支援が必要だが、心身状態が比較的安定している方
- 利用するサービスが訪問型サービスまたは通所型サービスのみの方
- 日常生活に支障をきたすような認知症状や行動が見られない方

基本チェックリストの対象外

- 利用するサービスに予防給付（訪問看護や福祉用具貸与等）が含まれている方
- 心身の状態が安定していない方で、ケアマネジメントを行っていくうえで、主治医意見書等の医学的情報が必要な方
- 第2号被保険者の方（40～65歳未満の方）

有効期間

介護認定がない方で、基本チェックリストの実施により事業対象者となった方の有効期間は、基本チェックリストの実施日から始まり、有効期限はありません。要支援（要介護）者が事業対象者となった場合の有効期間は、要支援（要介護）認定の有効期間の翌日からで、こちらも有効期限はありません。

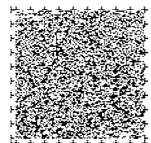
必要に応じて認定申請も可能です

基本チェックリストの実施で事業対象者となったとしても、心身状態の変化等により、要介護認定が必要になった場合は、認定申請を行うことができます。

実施窓口

▶ 介護保険課、各総合支所市民福祉課

基本チェックリストをもとに、市は事業対象者であるかの決定を1週間程度で行い、事業対象者と決定されたら、その旨を印字した被保険者証を発行します。



基本チェックリストの質問項目

1～5までの質問項目は日常生活関連動作について尋ねています

- 1 バスや電車で1人で外出していますか
- 2 日用品の買い物をしていますか
- 3 預貯金の出し入れをしていますか
- 4 友人の家を訪ねていますか
- 5 家族や友人の相談にのっていますか

6～10までの質問項目は運動器の機能について尋ねています

- 6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 7 椅子に座った状態から何もつかまらず立ち上がっていますか
- 8 15分位続けて歩いていますか
- 9 この1年間に転んだことがありますか
- 10 転倒に対する不安は大きいですか

11～12までの質問項目は低栄養状態かどうかについて尋ねています

- 11 6ヵ月で2～3Kg以上の体重減少がありましたか
- 12 身長、体重

13～15までの質問項目は口腔機能について尋ねています

- 13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 14 お茶や汁物等でむせることがありますか
- 15 口の渇きが気になりますか

16～17までの質問項目は閉じこもりについて尋ねています

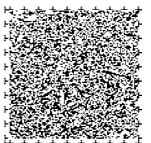
- 16 週に1回以上は外出していますか
- 17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

18～20までの質問項目は認知症について尋ねています

- 18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか
- 19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
- 20 今日が何月何日かわからない時がありますか

21～25までの質問項目はうつについて尋ねています

- | | |
|----|----------------------------|
| 21 | 毎日の生活に充実感がない |
| 22 | これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった |
| 23 | 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる |
| 24 | 自分が役に立つ人間だと思えない |
| 25 | わけもなく疲れたような感じがする |

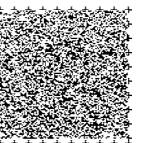
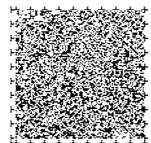
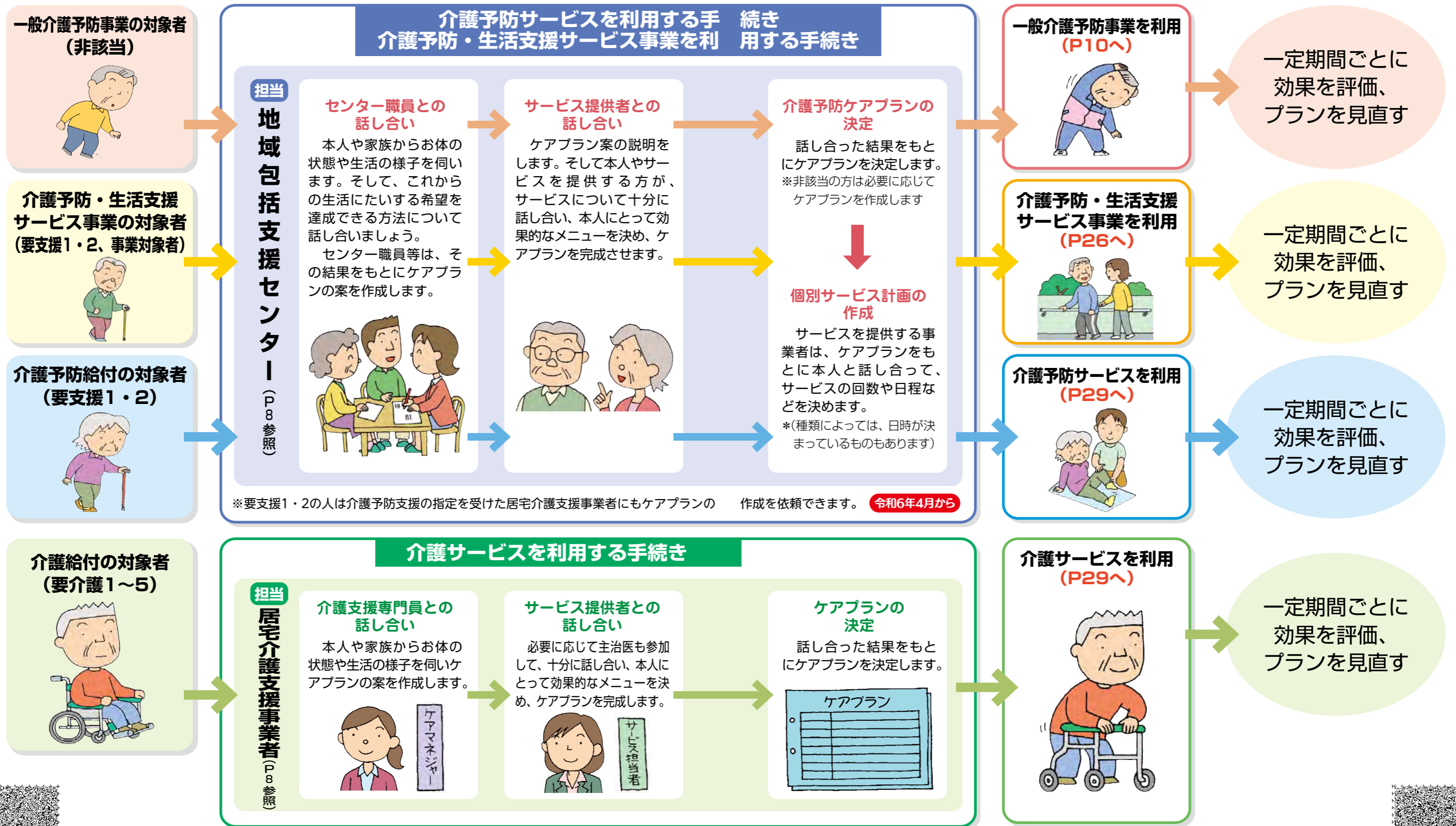


ケアプラン作成の流れ

ケアプランは介護保険によるサービスやその他の公的サービス、地域の催し、家族の手助け、そして本人の力を組み合わせてつくりま

※ケアプラン作成（サービス計画）費は全額介護保険から支給されますので、本人の負担はありません。

- 今の健康状態を維持・改善できるように、介護が必要な状態にならないように介護予防ケアプランを作成しましょう。
- 介護が必要な方は、適切なサービスを利用するためのケアプランを作成しましょう。



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らし続けるために、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が始まりました。

総合事業は、要支援者及び事業対象者を対象とした訪問型サービス、通所型サービス等によって構成される介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上の全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業とで構成されます。

介護予防・生活支援サービス事業

対象者：●要支援1・2の方

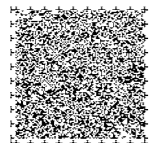
●基本チェックリストによって事業対象者と判断された方

サービス：利用する方の心身状態等により利用できるメニューが異なります。

訪問型サービス	ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。 ●身体援助訪問サービス（身体ヘルプ） ●元気援助訪問サービス（元気ヘルプ） ●生活援助訪問サービス（生活ヘルプ） →27ページ
	管理栄養士や歯科衛生士、リハビリテーション専門職等が自宅を訪問し、生活機能や運動機能の向上等に関する助言や指導を行います。 ●元気向上訪問相談サービス ●生活機能訪問相談サービス →28ページ
通所型サービス	通所型サービス事業所（デイサービスセンター）などで入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練などを行います。 ●介護予防通所サービス（予防デイ） ●元気向上通所サービス（元気デイ） →27ページ
	リハビリテーション専門職が運動機能等の改善を目指し短期間で集中的に支援を行います。 ●短期集中通所サービス（集中デイ） →28ページ

一般介護予防事業

65歳以上の全ての高齢者を対象とした介護予防事業です。（10ページ）





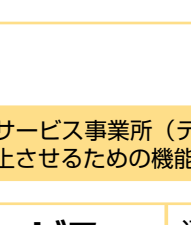
介護予防・生活支援サービス事業の内容

介護予防・生活支援サービス事業では次のサービスが利用できます


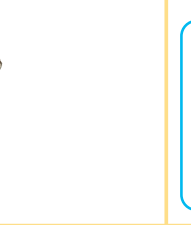
●利用者負担は、費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）です。（ ）は利用者負担1割の場合をめやすとして表示しています。

令和6年6月から 介護報酬が改定されたため、サービス費用のめやすが変わりました。

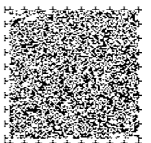
訪問型サービス ホームヘルパーが自宅を訪問して、日常生活での身体介護や生活援助などのサービスを行います。

訪問を受けて利用する	身体援助訪問サービス（身体ヘルプ） 身体介護が必要な方に対して、身体介護や生活援助などのサービスを行います。 	■サービス費用（月単位の定額） <table border="1"> <tr><td>週1回</td><td>11,760円（1,176円）</td></tr> <tr><td>週2回</td><td>23,490円（2,349円）</td></tr> <tr><td>週3回</td><td>37,270円（3,727円）</td></tr> </table> ※要支援2の利用者のみ	週1回	11,760円（1,176円）	週2回	23,490円（2,349円）	週3回	37,270円（3,727円）	
	週1回	11,760円（1,176円）							
	週2回	23,490円（2,349円）							
週3回	37,270円（3,727円）								
元気援助訪問サービス（元気ヘルプ） ひとりで行うことが困難な家事について共に行うことで介護予防や自立をめざします。 	■サービス費用（月単位の定額） <table border="1"> <tr><td>週1回</td><td>10,410円（1,041円）</td></tr> <tr><td>週2回</td><td>22,360円（2,236円）</td></tr> <tr><td>週3回</td><td>36,360円（3,636円）</td></tr> </table> ※要支援2の利用者のみ	週1回	10,410円（1,041円）	週2回	22,360円（2,236円）	週3回	36,360円（3,636円）		
週1回	10,410円（1,041円）								
週2回	22,360円（2,236円）								
週3回	36,360円（3,636円）								
生活援助訪問サービス（生活ヘルプ） 身体介護が必要ない方で、疾患等により家事を共に行うことが困難な方に対して生活援助を行います。 	■サービス費用（月単位の定額） <table border="1"> <tr><td>週1回</td><td>10,230円（1,023円）</td></tr> <tr><td>週2回</td><td>20,460円（2,046円）</td></tr> <tr><td>週3回</td><td>30,700円（3,070円）</td></tr> </table> ※要支援2の利用者のみ （回数制） <table border="1"> <tr><td>1回につき</td><td>2,560円（256円）</td></tr> </table> ※月3回まで	週1回	10,230円（1,023円）	週2回	20,460円（2,046円）	週3回	30,700円（3,070円）	1回につき	2,560円（256円）
週1回	10,230円（1,023円）								
週2回	20,460円（2,046円）								
週3回	30,700円（3,070円）								
1回につき	2,560円（256円）								

通所型サービス 通所型サービス事業所（デイサービスセンター）などで、日常生活でのさまざまな支援、生活機能を向上させるための機能訓練などを行います。

通所して利用する	介護予防通所サービス（予防デイ） 通所型サービス事業所で、食事、入浴や排せつなどの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 	■サービス費用（1回につき） <table border="1"> <tr><td>事業対象者・要支援1</td><td>4,360円（436円）</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>4,470円（447円）</td></tr> </table>	事業対象者・要支援1	4,360円（436円）	要支援2	4,470円（447円）			
	事業対象者・要支援1	4,360円（436円）							
要支援2	4,470円（447円）								
元気向上通所サービス（元気デイ） 通所型サービス事業所などで、生活行為向上のための支援のほか、その方の目標に合わせたサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を日帰りで行います。 	■サービス費用（1回につき） （2時間以上3時間未満） <table border="1"> <tr><td>事業対象者・要支援1</td><td>1,930円（193円）</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>3,850円（385円）</td></tr> </table> （3時間以上5時間未満） <table border="1"> <tr><td>事業対象者・要支援1</td><td>2,100円（210円）</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>4,320円（432円）</td></tr> </table>	事業対象者・要支援1	1,930円（193円）	要支援2	3,850円（385円）	事業対象者・要支援1	2,100円（210円）	要支援2	4,320円（432円）
事業対象者・要支援1	1,930円（193円）								
要支援2	3,850円（385円）								
事業対象者・要支援1	2,100円（210円）								
要支援2	4,320円（432円）								

地域の施設などで通所型サービスを行う事業所もあります。実施事業所や実施場所などについては地域包括支援センターやケアマネジャーなどにおたずねください。



介護予防・生活支援サービス事業の内容(短期集中型)

対象者：●要支援1・2の方
●基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

訪問型	<p>●元気向上訪問相談サービス 低栄養、口腔機能・気分の低下が認められる方に管理栄養士・歯科衛生士・保健師等が訪問指導し、自立した生活が送れるように生活機能や社会参加などについての助言・指導を行います。</p>	<p>■利用期間 原則、3か月</p> <p>■利用時間 1回60分程度(概ね週1回まで)</p> <p>■利用者負担 なし</p>						
	<p>●生活機能訪問相談サービス 運動・嚥下機能低下が認められる方に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のリハビリ専門職が訪問指導し、自立した生活が送れるように生活機能や社会参加などについての助言・指導を行います。</p> <p>●生活機能アドバイスタイプ ●集中デアセスメントタイプ</p>	<p>●集中デアセスメントタイプ</p> <p>■利用可能回数 原則1回</p> <p>■利用時間 1回60分程度</p> <p>■利用者負担 なし</p>						
通所型	<p>●短期集中通所サービス(集中デイ) 運動機能・栄養状態・口腔状態等において低下が見られる方に対して、利用者の状態に応じた個別のプログラムを専門職がデイサービス事業所で実施し、改善を目指します。</p>	<p>■利用期間 原則、3か月</p> <p>■利用者負担 費用の1割～3割</p> <p>■サービス費用のめやす (月単位の定額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用(利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業対象者</td> <td>16,900円(1,690円)</td> </tr> <tr> <td>要支援1</td> <td>34,660円(3,466円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用(利用者負担1割の場合)		事業対象者	16,900円(1,690円)	要支援1	34,660円(3,466円)
費用(利用者負担1割の場合)								
事業対象者	16,900円(1,690円)							
要支援1	34,660円(3,466円)							

介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合も、他の介護保険サービスと同様、ケアプランに基づき利用します。
サービスを利用する場合には、お住まいの小中学校を担当する地域包括支援センター(9ページ)にご相談ください



介護保険・介護予防サービスの内容

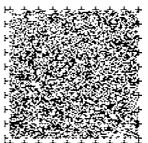
介護保険・介護予防では次のサービスが利用できます

●利用者負担は、費用の1割(一定以上所得者は2割または3割)です。()は利用者負担1割の場合をめやすとして表示しています。

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、サービス費用のめやすが変わりました。

在宅サービス ※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の方が利用できるサービスの名称です。

サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方																						
<p>通所介護(デイサービス)</p>	<p>通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき) 通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用(利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>6,580円(658円)</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>7,770円(777円)</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>9,000円(900円)</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>10,230円(1,023円)</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>11,480円(1,148円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用(利用者負担1割の場合)		要介護1	6,580円(658円)	要介護2	7,770円(777円)	要介護3	9,000円(900円)	要介護4	10,230円(1,023円)	要介護5	11,480円(1,148円)	<p>通所型サービス(27・28ページ)を利用できます。 ※事業対象者の方も対象です。</p>										
費用(利用者負担1割の場合)																								
要介護1	6,580円(658円)																							
要介護2	7,770円(777円)																							
要介護3	9,000円(900円)																							
要介護4	10,230円(1,023円)																							
要介護5	11,480円(1,148円)																							
<p>通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。</p> <p>■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用(利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>7,620円(762円)</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>9,030円(903円)</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>10,460円(1,046円)</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>12,150円(1,215円)</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>13,790円(1,379円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用(利用者負担1割の場合)		要介護1	7,620円(762円)	要介護2	9,030円(903円)	要介護3	10,460円(1,046円)	要介護4	12,150円(1,215円)	要介護5	13,790円(1,379円)	<p>介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(栄養改善、口腔機能の向上など)を提供します。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額) (共通的サービス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用(利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>1か月 22,680円(2,268円)</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>1か月 42,280円(4,228円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(選択的サービス)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・栄養改善</td> <td>1か月 2,000円(200円)</td> </tr> <tr> <td>・口腔機能向上</td> <td>1か月 1,500円(150円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用(利用者負担1割の場合)		要支援1	1か月 22,680円(2,268円)	要支援2	1か月 42,280円(4,228円)	・栄養改善	1か月 2,000円(200円)	・口腔機能向上	1か月 1,500円(150円)
費用(利用者負担1割の場合)																								
要介護1	7,620円(762円)																							
要介護2	9,030円(903円)																							
要介護3	10,460円(1,046円)																							
要介護4	12,150円(1,215円)																							
要介護5	13,790円(1,379円)																							
費用(利用者負担1割の場合)																								
要支援1	1か月 22,680円(2,268円)																							
要支援2	1か月 42,280円(4,228円)																							
・栄養改善	1か月 2,000円(200円)																							
・口腔機能向上	1か月 1,500円(150円)																							

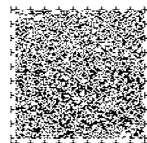




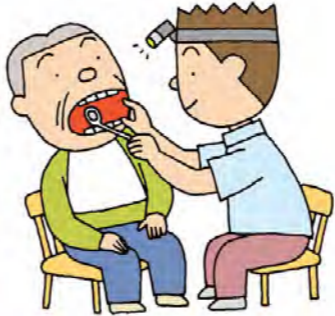
サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方								
訪問介護 (ホームヘルプ)  	<p>ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。通院の際の乗降介助をするサービスもあります。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体介護中心 (30分～1時間未満)</td> <td>3,870円 (387円)</td> </tr> <tr> <td>生活援助中心 (45分以上)</td> <td>2,200円 (220円)</td> </tr> <tr> <td>通院等乗降介助</td> <td>970円 (97円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※早朝・深夜等は割増があります。 ※乗降介助のタクシー運賃は全額自費です。</p>	費用 (利用者負担1割の場合)		身体介護中心 (30分～1時間未満)	3,870円 (387円)	生活援助中心 (45分以上)	2,200円 (220円)	通院等乗降介助	970円 (97円)	<p>訪問型サービス(27・28ページ)を利用できます。 ※事業対象者の方も対象です。</p>
費用 (利用者負担1割の場合)										
身体介護中心 (30分～1時間未満)	3,870円 (387円)									
生活援助中心 (45分以上)	2,200円 (220円)									
通院等乗降介助	970円 (97円)									
<p>訪問介護・訪問型サービスは、「できること」と「できないこと」が決められています。利用前に、よく理解した上でサービスを開始しましょう。</p> <p>✕ 訪問介護・訪問型サービスでできないこと</p> <p>利用者以外の方に係る調理・洗濯・買物、大掃除や家族の部屋の掃除、草むしりや植木の手入れ、家具の修理、ペットの世話等</p>										
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 	<p>介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>12,660円 (1,266円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)			12,660円 (1,266円)	<p>居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8,560円 (856円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)			8,560円 (856円)
費用 (利用者負担1割の場合)										
	12,660円 (1,266円)									
費用 (利用者負担1割の場合)										
	8,560円 (856円)									

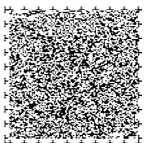
「共生型サービス」について

「共生型サービス」の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できます。

対象となるサービスは訪問型サービス、通所型サービス(P27)、通所介護(P29)、訪問介護(P30)、地域密着型通所介護(P37)、短期入所生活介護(予防を含む)(P34)です。



サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方												
訪問 リハビリテーション 介護予防訪問 リハビリテーション 	<p>居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3,080円 (308円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)			3,080円 (308円)	<p>居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,980円 (298円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)			2,980円 (298円)				
費用 (利用者負担1割の場合)														
	3,080円 (308円)													
費用 (利用者負担1割の場合)														
	2,980円 (298円)													
訪問看護 介護予防訪問看護 	<p>疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問看護ステーションから(30分未満)</td> <td>4,710円(471円)</td> </tr> <tr> <td>病院または診療所から(30分未満)</td> <td>3,990円(399円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)		訪問看護ステーションから(30分未満)	4,710円(471円)	病院または診療所から(30分未満)	3,990円(399円)	<p>疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問看護ステーションから(30分未満)</td> <td>4,510円(451円)</td> </tr> <tr> <td>病院または診療所から(30分未満)</td> <td>3,820円(382円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)		訪問看護ステーションから(30分未満)	4,510円(451円)	病院または診療所から(30分未満)	3,820円(382円)
費用 (利用者負担1割の場合)														
訪問看護ステーションから(30分未満)	4,710円(471円)													
病院または診療所から(30分未満)	3,990円(399円)													
費用 (利用者負担1割の場合)														
訪問看護ステーションから(30分未満)	4,510円(451円)													
病院または診療所から(30分未満)	3,820円(382円)													
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師による指導 (1か月に2回まで) ※同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合</td> <td>5,150円 (515円)</td> </tr> </tbody> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)		医師による指導 (1か月に2回まで) ※同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	5,150円 (515円)	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。</p>								
費用 (利用者負担1割の場合)														
医師による指導 (1か月に2回まで) ※同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	5,150円 (515円)													



サービスの種類

福祉用具貸与
介護予防福祉用具貸与



日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

サービスの内容

要介護4・5の方

- ・自動排泄処理装置
(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となる交換可能部品を除く)

要介護2・3の方

- ・車いす
- ・車いす付属品
- ・特殊寝台
- ・特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
(起き上がり補助装置を含む)
- ・認知症老人徘徊感知機器
(離床センサーを含む)
- ・移動用リフト
(つり具の部分を除く、階段移動用リフトを含む)

要支援1・2、要介護1の方

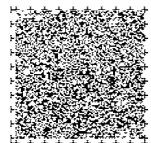
- ・てすり(工事をとまなわないもの)
- ・スロープ(工事をとまなわないもの)
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ

令和6年4月から 次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。
●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く)
●歩行補助つえ(松葉杖を除く)

■サービス費用のめやす
実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

軽度者に対する福祉用具の貸与

要介護1及び要支援1・2の方には、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具の部分を除く)は、原則として保険給付の対象となりません。また、要介護1~3及び要支援1・2の方には自動排泄処理装置(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となる交換可能部品を除く)は、原則として保険給付の対象となりません。ただし、本人の心身の状態によっては給付の対象になりますので、担当のケアマネジャーにご相談ください(ケアマネジャーから市へ申請が必要です)。



サービスの種類

特定福祉用具販売
(福祉用具購入費の支給)

特定介護予防福祉用具販売
(介護予防福祉用具購入費の支給)



サービスの内容

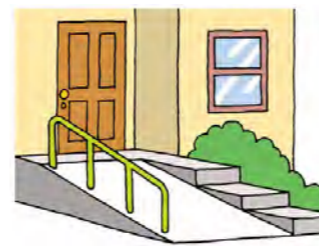
要介護・要支援認定を受けている在宅の方が入浴や排せつなどに使用する福祉用具(衛生的に貸与が困難なもの等)を購入した際に、1年度につき10万円を上限に、費用の9割(一定以上所得者は7割または8割)を支給します。

- 対象となる福祉用具の種類
- ・腰掛便座
 - ・入浴補助用具
 - ・自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ・簡易浴槽
 - ・移動用リフトのつり具の部分
 - ・排泄予測支援機器

令和6年4月から 次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。
●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く)
●歩行補助つえ(松葉杖を除く)

- 手続きの流れ
要介護・要支援認定を受ける
- ↓
- ケアマネジャーまたは指定事業所の福祉用具専門相談員に相談
- ↓
- 指定事業所から用具の購入
- ↓
- 市へ購入費の支給申請
- ↓
- 市から購入費の支給(費用の9割~7割相当額)
- 購入上の注意
- ・要介護、要支援の認定を受けていない方、病院や施設に入院(所)中の方、都道府県や市の指定を受けた事業所以外から購入した場合は、支給の対象となりません。
 - ・事前に必ずケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談の上、最適な用具を購入するようにしてください。
- 申請に必要なもの
- ・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
 - ・領収書(領収書は写しで可。被保険者氏名、購入品目、購入金額が記載されているもの)
 - ・購入した福祉用具のカタログやパンフレット(写しで可)
 - ・福祉用具サービス計画書の写し

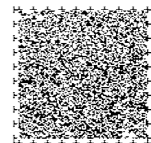
住宅改修費支給
介護予防住宅改修費支給



要介護・要支援認定を受けている在宅の方が、安全に自立した生活を続けるための住宅の改修をする際に、支給限度基準額の20万円のうちかかった費用の9割(一定以上所得者は7割または8割)を支給します。なお、同一の家屋については、20万円まで分割して利用することができます。

- 住宅改修の種類
- ・手すりの取付け
 - ・段差の解消
 - ・引き戸等への扉の取替え
 - ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
 - ・洋式便器等への便器の取替え
 - ・その他上記の改修に伴って必要となる工事

- 手続きの流れ
要介護、要支援認定を受ける
- ↓
- ケアマネジャーに相談
- ↓
- 施工業者の選択・見積もり依頼
- ↓
- 市へ事前に申請
- ↓
- 市の承認後、住宅改修の実施
- ↓
- 施工業者へ費用の支払い
- ↓
- 市へ支給の申請
- ↓
- 市から住宅改修費の支給(費用の9割~7割相当額)
- 次の場合は支給の対象となりません。
- ・要介護、要支援の認定を受けてない方
 - ・市の承認を受けずに住宅改修をした場合(承認を受けた後、改修内容を変更した場合も含む)
 - ・入院中、施設入所中の方
 - ・新築または増築工事
 - ・介護保険被保険者証の住所と異なる住宅の改修をする場合



サービスの種類

短期入所生活介護／療養介護 (ショートステイ)
介護予防短期入所生活介護／療養介護



要介護1～5の方

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

- サービス費用のめやす(1日につき)
- 短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	6,030円 (603円)
要介護2	6,720円 (672円)
要介護3	7,450円 (745円)
要介護4	8,150円 (815円)
要介護5	8,840円 (884円)

- 短期入所療養介護 介護老人保健施設(従来型・多床室)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	8,300円 (830円)
要介護2	8,800円 (880円)
要介護3	9,440円 (944円)
要介護4	9,970円 (997円)
要介護5	10,520円 (1,052円)

要支援1・2の方

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

- サービス費用のめやす(1日につき)
- 介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)
- 介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(従来型・多床室)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要支援1	4,510円 (451円)
要支援2	5,610円 (561円)

- 介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(従来型・多床室)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要支援1	6,130円 (613円)
要支援2	7,740円 (774円)

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

※ 早めの住み替えに対応するため、生活相談やケアプラン作成は施設で行い、サービスは外部の事業者が提供する外部サービス利用型の事業所もあります。



有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

- サービス費用のめやす(1日につき)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	5,420円 (542円)
要介護2	6,090円 (609円)
要介護3	6,790円 (679円)
要介護4	7,440円 (744円)
要介護5	8,130円 (813円)

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

- サービス費用のめやす(1日につき)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要支援1	1,830円 (183円)
要支援2	3,130円 (313円)

施設サービス

※要介護1～5の方が利用できます。(要支援1・2の方は利用できません)。介護老人福祉施設においては入所要件があります。

サービスの種類

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)



要介護1～5の方 (介護老人福祉施設においては入所要件があります)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。(入所要件)

- 常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護3以上の方
- 要介護1または要介護2の方については、以下に当てはまる場合に、施設が市町村(保険者)の意見を聞いたうえで判断します。

- (1) 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- (3) 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難な状況であること
- (4) 単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

- サービス費用のめやす (30日の場合) ※多床室の場合

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	176,700円 (17,670円)
要介護2	197,700円 (19,770円)
要介護3	219,600円 (21,960円)
要介護4	240,600円 (24,060円)
要介護5	261,300円 (26,130円)

介護老人保健施設 (老人保健施設)



状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

- サービス費用のめやす (30日の場合) ※多床室の場合

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	237,900円 (23,790円)
要介護2	252,900円 (25,290円)
要介護3	272,400円 (27,240円)
要介護4	288,300円 (28,830円)
要介護5	303,600円 (30,360円)

介護医療院



長期の療養を必要とする方に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

- サービス費用のめやす (30日の場合) ※多床室の場合

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	249,900円 (24,990円)
要介護2	282,900円 (28,290円)
要介護3	354,600円 (35,460円)
要介護4	384,900円 (38,490円)
要介護5	412,500円 (41,250円)

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の方が利用できるサービスの名称です。

介護が必要な状態になっても、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるようにするためには、身近な地域ごとにサービスの拠点をつくり、支援していくことが必要です。そこで、要介護1~5、要支援1・2の方のために地域の実情に合わせて市区町村が整備する、「地域密着型サービス」として、以下のようなサービスが行われます。

サービスの種類	サービスの内容
小規模多機能型 居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の心身の状態や希望に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。 ※同一建物に居住する者以外の利用者に対して行う場合
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に家族的な雰囲気でのサービスなど専門的なケアを提供する通所介護です。
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援1の方は利用できません。	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住居です。
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム) ※要支援1・2の方は利用できません。	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、生活機能の向上を目指して介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。 ※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様の入所要件になります（P35参照）

住みなれた地域での生活を支援する

サービスの種類

サービスの内容

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

※要支援1・2の方は利用できません。



日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。

■サービス費用のめやす（1か月につき）
訪問看護サービス一体系の場合

	費用（利用者負担1割の場合）	
	訪問看護なし	訪問看護あり
要介護1	54,460円 (5,446円)	79,460円 (7,946円)
要介護2	97,200円 (9,720円)	124,130円 (12,413円)
要介護3	161,400円 (16,140円)	189,480円 (18,948円)
要介護4	204,170円 (20,417円)	233,580円 (23,358円)
要介護5	246,920円 (24,692円)	282,980円 (28,298円)

看護小規模多機能型 居宅介護

※要支援1・2の方は利用できません。



小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療・看護のケアが受けられます。

■サービス費用のめやす（1か月につき）

	費用（利用者負担1割の場合）	
	要介護1	要介護2
要介護1	124,470円 (12,447円)	174,150円 (17,415円)
要介護2	244,810円 (24,481円)	277,660円 (27,766円)
要介護3	277,660円 (27,766円)	314,080円 (31,408円)

※同一建物に居住する者以外の利用者に対して行う場合

地域密着型通所介護

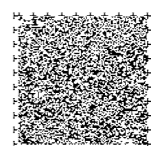
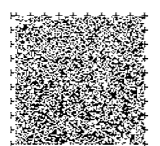
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■サービス費用のめやす（1回につき）
（7時間以上8時間未満）

	費用（利用者負担1割の場合）	
	要介護1	要介護2
要介護1	7,530円 (753円)	8,900円 (890円)
要介護2	10,320円 (1,032円)	11,720円 (1,172円)
要介護3	11,720円 (1,172円)	13,120円 (1,312円)

住みなれた地域での生活を支援する

※原則として久留米市の被保険者は、他の市町村に所在する事業所のサービスを利用できません。



サービスの利用者負担

原則として〈費用の1割～3割〉を負担します

介護保険のサービスを利用するときは、原則として費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）を利用者が負担し、残りは介護保険から給付されます。また、通所サービスや施設サービスを利用するときは、費用の自己負担分以外に食費等を全額自己負担する必要があります。

● 自宅で利用するサービス（ホームヘルプ等）

1 2 サービス費用の1割～3割



● 施設に通って利用するサービス（デイサービス等）

1 2 サービス費用の1割～3割



食費



日常生活費

- 身の回り品の費用
- 教養娯楽費
- など

● 施設に宿泊または入居して利用するサービス（グループホームを含む）

1 2 サービス費用の1割～3割



3 食費



3 滞在費等



日常生活費

- 身の回り品の費用
- 教養娯楽費
- など

● 施設サービス

1 サービス費用の1割～3割



3 食費



3 居住費



日常生活費

- 身の回り品の費用
- 教養娯楽費
- など

● 利用者負担の軽減

1	在宅サービス、施設サービスの利用者負担	高額介護サービス費 高額医療・高額介護合算制度	40ページ 41ページ
2	在宅サービスの利用者負担	介護保険サービス利用者負担額助成金	40ページ
3	ショートステイ、施設サービスの食費、居住費（滞在費）	負担限度額認定	39ページ

● 在宅サービスの費用

在宅サービスの利用にあたっては、要介護状態区分に応じて、利用できる金額に上限（支給限度額）が設定されており、限度額内で利用された費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）が自己負担となります。もし限度額を超えてサービスを利用する場合、その分は全額自己負担となります。

要介護等状態区分	1か月の支給限度額
要支援1・事業対象者	50,320円（5,032円）
要支援2	105,310円（10,531円）
要介護1	167,650円（16,765円）
要介護2	197,050円（19,705円）
要介護3	270,480円（27,048円）
要介護4	309,380円（30,938円）
要介護5	362,170円（36,217円）

（ ）内は利用者負担が1割の場合

■ 施設サービス・ショートステイを利用した時の費用

施設サービス、ショートステイを利用した場合、サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）、食費、居住費（滞在費）、日常生活費が利用者の負担となります。

食費・居住費（滞在費）は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

● 食費・居住費（滞在費）の基準費用額（1日あたり）

令和6年8月から 居住費等の金額が の金額に変わります。

食費	居住費（滞在費）			
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
1,445円	2,006円	1,668円	1,668円（1,171円）	377円（855円）
	2,066円	1,728円	1,728円（1,231円）	437円（915円）

※（ ）内は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護の場合の金額です。

■ 食費・居住費の負担を軽くするために 毎年申請が必要です

＜低所得者の負担限度額＞

低所得の方は、施設サービス、ショートステイの利用が困難とならないよう、申請により食費・居住費（滞在費）が軽減される場合があります。軽減を受けるには、市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設に認定証を提示する必要があります。

認定証には有効期限があり、**毎年更新の手続きが必要となります**ので、ご注意ください。

● 認定要件（1～3全てを満たす必要があります）

- 1 市民税非課税世帯
- 2 配偶者も市民税非課税（世帯分離をしている場合も含む）
- 3 預貯金等が次の金額以下
 - ・第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円
 - ・第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円
 - ・第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円
 - ・第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円（第2号被保険者の方は第1段階の金額です）

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写しなど
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写しなど
タンス預金（現金）	自己申告
負債（住宅ローン等）	借用証書など

！ポイント

預貯金等に含まれないもの
生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財など

● 1日あたりの負担限度額

令和6年8月から 居住費等の金額が の金額に変わります。

負担段階区分	施設サービス	食費	短期入所サービス	居住費（滞在費）			
				ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
第1段階	生活保護受給者	300円	300円	820円	490円	490円（320円）	0円
				880円	550円	550円（380円）	
第2段階	市民税非課税世帯 高齢福祉年金受給者 合計所得金額+年金収入額が年額80万円以下の方	390円	600円	820円	490円	490円（420円）	370円
				880円	550円	550円（480円）	430円
第3段階①	市民税非課税世帯 合計所得金額+年金収入額が年額80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円
				1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円
第3段階②	市民税非課税世帯 合計所得金額+年金収入額が年額120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円
				1,370円	1,370円	1,370円（880円）	430円

※（ ）内は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護の場合の限度額です。

※第2段階、第3段階①②の負担段階区分決定の際に、非課税年金も勘案対象となります。

※「合計所得金額」は公的年金等以外の所得で長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

● 対象施設

- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の食費と居住費
- ・ショートステイ（短期入所生活介護／療養介護）の食費と滞在費

※上記以外の施設における食費及び居住費、通所介護や通所リハビリの食費は対象となりません。

利用者負担（費用の1割～3割）が高額になったとき 初回のみ申請が必要です

＜高額介護サービス費＞

利用者が同じ月内に利用した在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合算額）が下記の上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。1度申請されると以降は該当があればその都度自動的に支給を受けられます。

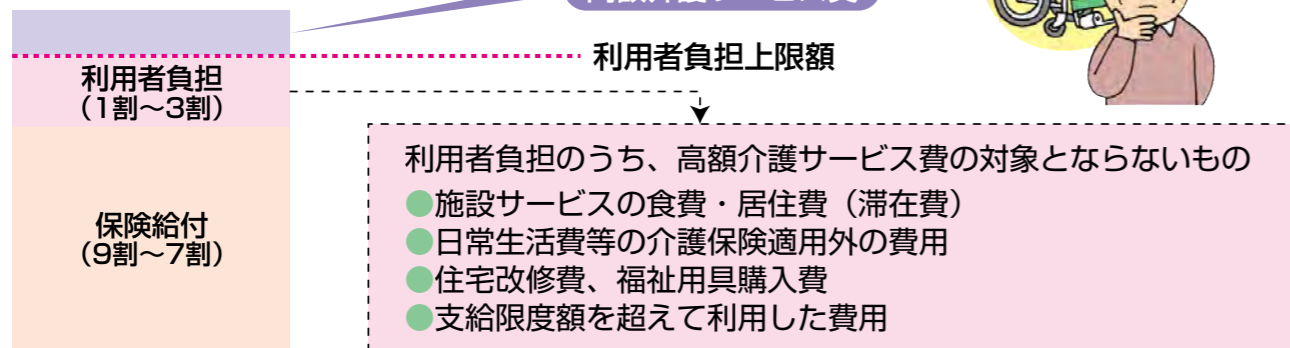
利用者負担額の確認にあたって領収書の提出は不要ですが、サービス提供先からの請求実績に基づいて計算を行うため、**支給は最短でも利用月の3か月後以降**となります。

1か月の利用者負担の上限額

利用者負担段階区分		利用者負担上限額
第1段階	非市 課税民 世帯税	高齢福祉年金受給者等 個人単位で15,000円
第2段階	世帯税	合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円以下の方 世帯合計で24,600円 個人単位で15,000円
第3段階		合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円超の方 世帯合計で24,600円
第4段階	一般市民税課税世帯	世帯合計で44,400円
現役並み 所得者	年収約383万円以上約770万円未満	世帯合計で44,400円
	年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯合計で93,000円
	年収約1,160万円以上	世帯合計で140,100円

●「合計所得金額」は公的年金等以外の所得で長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円を控除した金額を用います。

サービス費用の内訳



介護保険料の減免を受けている方へのサービス利用料の助成

＜介護保険サービス利用者負担額助成金＞

在宅で介護保険サービスを利用している方で著しく支払いが困難な方については、申請によりその利用者負担額の一部の助成を受けられます。

対象者

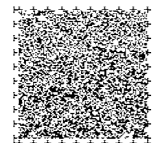
久留米市から要介護・要支援認定を受けているまたは事業対象者の方で、かつ『久留米市介護保険料減免取扱要綱』の第8条による介護保険料の減免を受けている方。

助成額

原則として、介護保険の在宅サービスの利用者負担額（費用の1割～3割）からサービス費用の5%を控除した額の助成が受けられます（サービス費の5%が自己負担となります）。ただし、高額介護サービス費等の他の軽減制度が利用できる場合は、他の軽減制度適用後の額が助成の対象となります。

助成の方法と対象期間

介護保険料の減免を受けた後で、助成対象者となるための確認申請を行ってください。助成対象者となることが決定すると、確認申請月の初日から直近の6月30日まで助成を受けられます（確認申請は毎年必要です）。なお、実際に助成を受けるには、サービスの利用後に領収書を添付して、その都度助成金の申請をする必要があります。

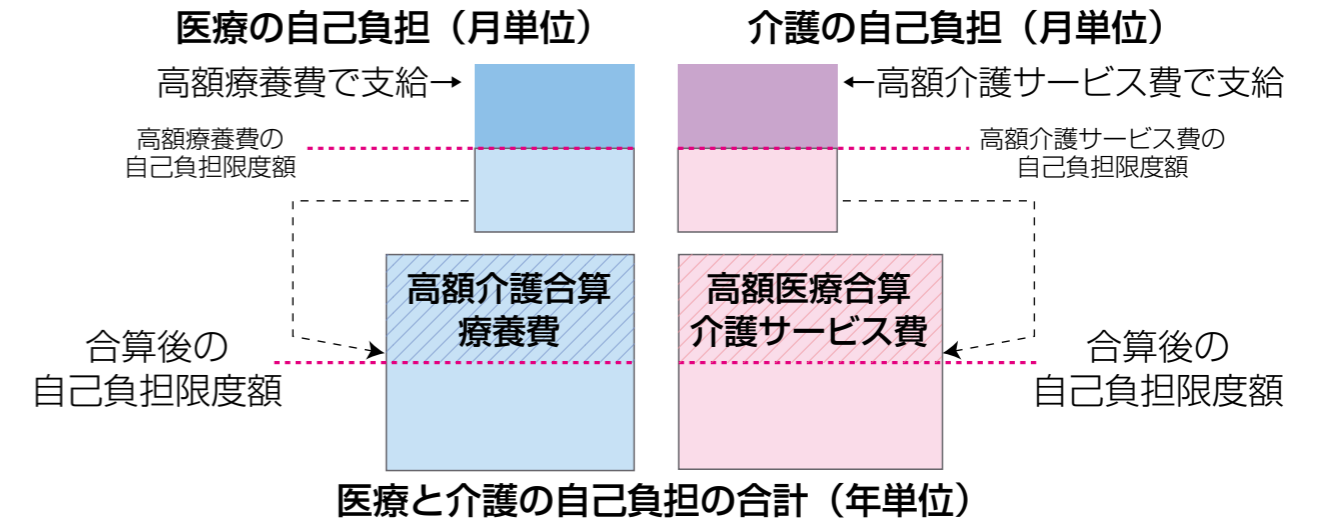


介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

＜高額医療・高額介護合算制度＞

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になり、下記の自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

同じ医療保険制度に加入していて、医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象となります。



1年ごとに申請が必要です

支給を受けるには、原則7月31日に加入している医療保険の窓口への申請が必要です。期間内に複数の介護保険や医療保険制度に加入歴があれば、当時の保険者が発行する「自己負担額証明書」等が必要となる場合もあります。詳しくは医療保険の窓口におたずねください。

自己負担限度額（8月1日～翌年7月31日の合計）

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方が いる世帯	所得区分	70～74歳の方 がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける方が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

●この表の自己負担限度額+500円が実際の支給基準額となり、介護と医療の自己負担額の合計が支給基準額を超えた場合に、自己負担額の合計から自己負担限度額を差し引いた額が介護と医療の自己負担比率に応じてそれぞれの制度から分割して支給されます。

●合算できる自己負担の範囲は、高額介護サービス費や高額療養費と同様（食費や日常生活費、介護保険の住宅改修費等は対象外）で、また高額介護サービス費や高額療養費の支給対象額は、合算計算上の自己負担額には含まれません。

*70歳以上の低所得者Ⅰの世帯で介護サービス利用者が複数いる場合、高額介護サービス費12か月分の限度額295,200円との均衡を保つため、医療保険からの支給は限度額19万円で計算し、介護保険からの支給は31万円です。



介護保険サービスの適正利用

介護保険サービスは、介護を必要とする高齢者の生活をより快適にしてくれます。ただし、必要以上にサービスを利用することや、利用者本人にあわないサービスの利用は、自立を促すのとは反対の結果を招いてしまうおそれもあります。現在サービスを利用している方も、これから利用する方も、サービスについてチェックしておきましょう。

「してほしいこと」だけにとらわれない

介護保険は、利用者がサービスを選んで利用する制度です。しかし、単に希望や要望だけでサービスを選ぶのではなく、あくまでも、自立を目的とすることが大切です。

からだの状態に見あった利用を

高齢者のからだの状態は変化しやすく、介護の必要性も常に一定とは限りませんのでサービス内容を定期的に見直し、利用者本人にあったサービスを利用するように心がけましょう。



●上手な事業者の選び方●

介護保険は、利用者がサービスの種類やその提供事業者を自ら選択するしくみで、その選択が満足度に直結します。ですから、必要なサービスを十分に吟味することと、よりよい事業者を選ぶために、事業者情報を参考にすることはもちろん地域の評判を聞いたり、施設を見学することで自ら情報収集することはとても大切です。また、実際に契約するにあたっては、サービスの内容について十分確認しておくことが大切です。

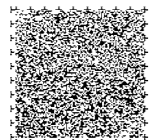
ここでは事業者を選ぶ際に事業者が提示する義務のある重要事項説明書や説明を受ける時にチェックしておきたいおもな項目をご紹介します。

●事業者を選ぶときに確認しておきましょう●

- あなたが利用したいときに、利用できますか（日曜日や連休、年末年始など）。
- あなたの希望を反映してもらえますか。
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがはっきりとわかりますか。
- 利用料と支払い方法は、わかりやすいですか。
- 苦情や相談、意見を受け付ける担当者は誰かはっきりしていますか。
- 緊急時の対応は、はっきりしていますか。また、まかせてよいと思えますか。
- 事故が起こったときの対応や補償に納得できますか。



サービスの利用を開始してからも、内容に納得できないときなどは、事業者をかえることができます。疑問に思うことや困ったことがあれば、市や地域包括支援センター、ケアマネジャーなどに相談してください。



主な相談窓口

①高齢者の総合相談

窓口：地域包括支援センター（P9）

高齢者や家族からのさまざまな相談に対応します。

介護や介護予防、保健・福祉サービスの内容や利用の仕方、手続きの代行などを支援いたします。

また、高齢者の権利を守るために、高齢者虐待の防止や解決の支援なども行います。

※**高齢者虐待**：高齢者が虐待にあっているのではと疑われる場合や虐待しそうな場合は早急にご相談ください。プライバシーを保護して、身の安全の確保や問題解決を支援します。

②成年後見制度に関する相談

窓口：成年後見センター

☎ 0942-30-2732

FAX 0942-34-3090

成年後見制度の利用に関する助言や法定後見等申立てに関する手続きなどの相談・助言を行います。

※**成年後見制度**：認知症や知的・精神障害などにより判断能力が十分でなくなった人の権利や財産を守ったり、意思決定を支援する支援者を裁判所に決めてもらう制度です。

③日常生活自立支援事業

窓口：社会福祉協議会

☎ 0942-34-3077

FAX 0942-34-3090

認知症や精神障害など判断能力が不十分で、親族等の援助が得られない方が自立した生活を行えるように、日常的な金銭の出納管理や福祉サービスの利用手続き等について、相談・支援を行います。

④ボランティア

窓口：市民活動サポートセンター（みんくる）

☎ 0942-30-9067

FAX 0942-30-9068

市内を中心に活動している市民活動団体の情報やボランティア募集の情報などを提供していますので、ボランティアの支援を受けたい、またはボランティアとして活動したい方はご利用ください。

ホームページアドレス

<https://kurume-kyodo.jp/>

⑤一般的な相談

窓口：広聴・相談課

☎ 0942-30-9017

FAX 0942-30-9711

市政に関する要望、意見、苦情等をはじめ、日常生活から生じる心配事や悩み事、紛争等について、内容に応じて、弁護士や司法書士、行政相談員等の専門家が適切なアドバイスや情報提供を行います。

⑥技能活用・サービス相談

窓口：シルバー人材センター

☎ 0942-35-5229

FAX 0942-35-5974

炊事、洗濯、掃除等の家事援助や植木の手入れ、草むしり、大工工事、草刈、樹木消毒作業の他、障子・襖張りを同年代の高齢者がサービスを提供します。

また、65歳以上の高齢者のみの世帯及びお身体がご不自由な方の日常生活での「ちょっと困った」を、お手伝いするワンコインサービス「シルバーおてつだい」も行っております。（10分以内…100円、30分以内…500円）

